

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和8年6月30日

厚生委員会

速報版

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午後1時30分開会

○白石正輝委員長 皆さんこんにちは。ただいまより厚生委員会を開会いたします。

————— ◇ —————

○白石正輝委員長 私より、本日の記録署名員2名を御指名申し上げます。
岡田委員、横田委員、お願いいたします。

————— ◇ —————

○白石正輝委員長 それでは、初めに、管理職の紹介をお願いしたいと思います。
副区長から、部長級職員を紹介いたします。

○副区長 よろしく申し上げます。私からは、厚生委員会所管の福祉部、衛生部及び足立区社会福祉協議会に派遣の部長級職員を紹介いたします。

伊東貴志福祉部長です。

半貫陽子高齢者施策推進室長です。高齢福祉課長の事務を取り扱います。

小室晃足立福祉事務所長です。生活支援推進課長の事務を取り扱います。

馬場優子衛生部長です。

増田和貴足立保健所長です。

荒井広幸足立区社会福祉協議会事務局長です。

私からは以上です。

○白石正輝委員長 次に、福祉部長から、所管の課長級職員を御紹介願います。

○福祉部長 福祉部長の伊東でございます。私からは、福祉部内の課長級職員を紹介いたします。

森田剛福祉管理課長です。物価高騰重点支援給付金担当課長を兼務しております。

星野武史福祉まると相談課長です。

後藤英樹親子支援課長です。

長門忠雄障がい福祉課長です。

和田直子障がい援護課長です。障がい者支援担

当課長を兼務しております。

村本浩史特命担当課長です。区民部特別収納対策課長を兼務しております。

高橋徹障がい福祉センター所長です。

私からは以上でございます。

○白石正輝委員長 次に、高齢者施策推進室長から所管の課長級職員を御紹介願います。

○高齢者施策推進室長 高齢者施策推進室長の半貫でございます。私からは、高齢者施策推進室内の課長級職員を紹介いたします。

黒岩真吾高齢者はつつ支援課長です。

高橋冬子医療介護連携課長です。高齢援護担当課長を兼務しております。

小峯直樹介護保険課長です。

私からは以上です。

○白石正輝委員長 次に、足立福祉事務所長から、所管の課長級職員の御紹介をお願いいたします。

○足立福祉事務所長 足立福祉事務所長の小室でございます。私からは、足立福祉事務所内の課長級職員を紹介いたします。

初鹿野学中部第一福祉課長です。

木村政雄中部第二福祉課長です。

森田路子千住福祉課長です。

柳瀬晴夫東部福祉課長です。

小田川佳剛西部福祉課長です。

藤井数馬北部福祉課長です。

私からは以上でございます。

○白石正輝委員長 次に、衛生部長から、所管の課長級職員の御紹介を願います

○衛生部長 衛生部長の馬場でございます。私からは、衛生部内の課長級職員を紹介いたします。

網野孔介衛生管理課長です。

高橋俊哉データヘルス推進課長です。

土井涉こころとからだの健康づくり課長です。

三品貞治保健予防課長です。

私からは以上でございます。

○白石正輝委員長 次に、足立保健所長から、所管

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

の課長級職員の御紹介をお願いいたします。

○足立保健所長 足立保健所長の増田でございます。

私から、足立保健所内の課長級職員を紹介いたします。

日吉理仁生活衛生課長です。

宮下奈緒感染症対策課長です。

泰英一郎中央本町地域・保健総合支援課長です。

鈴木淳子竹の塚保健センター長です。

高橋裕之江北保健センター長です。

平塚晃夫千住保健センター長です。

田口仁美東部保健センター長です。

以上で私からの紹介を終わります。

○白石正輝委員長 ありがとうございます。

————— ◇ —————

○白石正輝委員長 次に、所管事項についての御説明をお願いいたしますが、既に所管事項説明資料を配付のとおりでございますので、それをもって説明に代えさせていただきます。

————— ◇ —————

○白石正輝委員長 続きまして、議案の審査に入ります。

第57号議案 足立区介護保険事業者支援施設の大規模改修工事の実施に関する基本協定の締結についてを単独議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

○高齢者施策推進室長 福祉部の議案説明資料2ページを御覧ください。

介護保険事業者支援施設、公設民営の施設になります。特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター扇が併設になっておりますが、こちら開設から33年を経過し、大規模改修が必要な状態であることから、社会福祉法人聖風会と大規模改修の工事に関する協定を締結したいと考えてお

ります。

協定内容につきましては、項番2に記載のとおりですが、区が負担します協定金額の上限といたしましては、10億円と提示をしております。

今後の方針に記載がありますが、特養に入所されている方、虚弱ということ、また高齢でいるというようなこともございまして、居ながら工事ということで少しでも御負担の少ない形でということで、今、考えております。

4番に記載の金額でございますが、昨日補正予算でお認めいただきました。工事費総額といたしまして9億9,600万円余を、今、掛かる想定でおります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○白石正輝委員長 ありがとうございます。

何か質疑ございますか。

○長井まさのり委員 端的に伺わせていただきます。

開設から33年経過して大規模改修工事ということで、これは公設民営であるかと思えますけれども、今、協定金額10億円、実際の工事費用は9億9,000万円余ということで、これは事業者負担はないということによろしいのでしょうか。

○高齢者施策推進室長 今のところそのように考えております。

○長井まさのり委員 また、こちらの入居者数、定員はどのぐらいいらっしゃるのか。また、今、御説明があったとおりに、居ながら工事ということで特養居室を含む内装工事もありますけれども、どこか空き部屋があって、そして移動しながら工事をしていくのか、どのように進めていくのか伺います。

○高齢者施策推進室長 こちらの施設、多床室だけの施設になりますが、たしか70床ぐらいの部屋だったと思います。今、長井委員お話がありましたように、会議室等の空いてる部屋をナースコールですとか、つい立てですとか、そういったものを施しまして、そこにお部屋にいらっしゃる高齢

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

者の方をその部屋に移っていただき、空いたところを工事していくと、そんなようなことで、今、進めることを考えております。

○長井まさのり委員 分かりました。

工事期間はどのぐらいになるのでしょうか。

○高齢者施策推進室長 お認めいただきましたら、この後、協定を締結させていただきまして、その後、法人の方で契約等を結んでいきますので、そこから令和8年度、令和9年度、令和10年度と、今、3か年の工事というふうに計画しております。

○長井まさのり委員 分かりました。

3か年ということで、居ながら工事でいろいろな部屋を移りながら入居者の方も協力していただけたと思うのですが、3か年という長い期間でもありますので、また安全面とか健康面には十分に配慮していただきたいと思いますが、あとナフサショックの影響というのは、今、中東情勢も不安定な部分もありますけれども、これの影響はいかがでしょうか。

○高齢者施策推進室長 まだ工事業者も決まっているわけではありませんで、そういったお話は現在のところは聞こえてはきておりません。

○長井まさのり委員 分かりました。

また、入居者さんの安全と健康に留意をしながら進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○石毛かずあき委員 先ほど長井委員からも安全対策を施す旨の話、質問させていただきましたけれども、私からも基本なことで大変回答される方には御負担を掛けるかもしれませんが、最初ですでお聞きさせていただきたいのですけれども、その居ながら工事の安全対策について最大限配慮するという記載があります。

その方針なのですけれども、具体的な例えば騒音とか、振動対策とか、当然考えられるような粉じん対策とか、そうしたもののまたエリアの区切り方もありますよね、ゾーニング。先ほども何か

つい立てするとかという話しありましたけれども、そうした入居者の方々に対するストレスの、また事故を防ぐための具体的な管理体制というのはしっかり整っているのかどうか、報告があったのかどうかお聞かせください。

○高齢者施策推進室長 こちらの聖風会なのですが、数年前に特養さのというところも居ながらでの大規模改修の経験がございます。今、石毛委員のお話しありました安全対策というところでは、やはりお話の中で出てきた騒音ですとかというところもございますので、夜間や入居者の方がお昼寝をしているような時間帯は音を出すような工事はしないですとか、あと、廊下等をやる場合も入居者の方が誤って入ってこないように周りを仕切って立入りの禁止区域を設けて、必ずそこにはスタッフがいるというような安全対策を取るというふうに聞いております。

○石毛かずあき委員 しっかりとお願いしたいと思います。

そこで、その入居者の方々の家族への説明、動機についても当然既に多分行っていらっしゃると思うのですが、工事開始に伴う入居者その御家族への説明会の開催とか、その辺はどのような状況、またどのようになっているか、区の方でどう理解をされているのかお聞かせいただけますか。

○高齢者施策推進室長 御家族の方へは、毎月定期的にお知らせというものを施設の方から発行しているというふうに聞いております。そこに工事のことにつきましても掲載をしてお知らせをしていくということで伺っております。

○石毛かずあき委員 ありがとうございます。

今後の運営リスクの対応というか、これまでも例えば災害があったり、緊急的な対応について行っていると思うのですが、工事期間中、もしそうしたような緊急事態が発生した場合に予測できる運営方法、管理のシステムというのですか、そうした話というのは工事事業者と、また、こち

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

らの事業者との話し合いというのは区の方では行っているのか、また、そうした対応が整えてあるのかどうか、その辺だけお聞かせください。

○高齢者施策推進室長 協定を結んだ後に法人側で工事業者を決めていくということになりますので、詳細についてはこれから詰めていくことになるかと思いますが、しっかりと区でも把握して、何かあれば助言等できるような体制は取っていきたいと考えておりますします。

○横田ゆう委員 今、報告ありましたように、特養扇は33年たったということで、古い施設になりますとちょっと薄暗かったりとか暗い感じになってくるので、改修をしていただくことによって利用者の気持ちも明るくなるし、職員のモチベーションも上がってくると思います。

ただ、やはり心配なのは先ほど長井委員からもありましたが物価高騰、それから資材も入らないと協定が10億円というふうになっておりますがこれで大丈夫なのかということ、それから資材不足で令和11年の3月までとなっていますが、それまでに完了するかどうかという見通しが立っているのかどうかということで、先ほどまだ事業者も決まってないので立っていないという御報告、御答弁がありましたけれども、金額ですとか工事については柔軟な対応を今後お願いしたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○高齢者施策推進室長 ちょっと説明が言葉が足りず申し訳ありません。工事を実際に行う事業者がまだ決まってないということなのですが、工事に当たりましては、基本設計ですとかd実施設計等を行ってきております。当初この大規模改修の話が出たときは、無理なく4年でという話で進めてきたところだったのですが、横田委員がお話いただきましたように、物価高騰ですとか資材の不足等も昨今ございましたので、なるべく短く3年でということで、今、一旦その期間でこれから結ばせていただこうかと考えております。

ただ、横田委員お話しいただきましたように、この先またどんな状況になるか分かりませんので、工事の状況等につきましては、つぶさに区の方にも御連絡をいただき、そのときに補正等がもし必要な場合は、対応を考えていきたいというふうに考えております。

○岡田将和委員 私からも協定金額が10億円という大変大きな金額ですので、幾つか質問させていただきたいと思います。

この10億円という金額は、結構まるっと10億円と議決の案には出てきておりますが、①から④、改修工事の概要とあります。電気設備工事、屋上・外壁改修工事、給排水衛生設備工事、居室を含む内装工事とありますが、大体パーセンテージとしては、①から④ではどれぐらいの割合の金額でまるっと10億円という金額をこういうふう

に上げてこられてるのでしょうか。
○高齢者施策推進室長 申し訳ありません。今、①から④の割合というのは、すみません、手元にないのであれなのですけれども、まるっといいですか、工事の東京都の方で基準がございまして、営繕部の方にも御協力をいただいてその施設の大きさ、規模、そこから金額10億円という形で出ております。電気設備の工事等も含んで行う形であります。

内訳に関しましては、後ほど必要であれば御報告させていただきます。

○岡田将和委員 この議案の資料の中には工事の内訳書とか特に記載がなかったので、どういった内容なのかというのが気になるところです。

そもそも区が工事を発注するときは、使うお金は住民の税金でありますから、地方自治法では、区の契約は原則として競争入札で決めなさいと地方自治法上、決められております。今回競争入札ではなく法人主導で、法人に10億円を渡して法人が選ぶという形式は何で取られたのでしょうか。

○高齢者施策推進室長 特別養護老人ホームという

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

性質上、やはり入居されている方というのが虚弱
 というか支援が特に必要な方になります。そうい
 ったところの状況の中で工事をしていただける事
 業者というのは、この法人で十分把握ができてい
 る。その中で法人側で競争入札といいますか、入
 札という言葉が適してるか分からないのですね
 ども、見積りを取って、どの事業者にするかとい
 うのは決めるというふうには聞いております。

○岡田将和委員 今、高齢者施策推進室長から競争
 入札かどうか分からないというお話ありました
 が、10億円を足立区から法人に渡して、事業者
 を決めるときはどのようなふうにするかどうかも
 分からない中で、我々は皆さんの税金がきちんと
 有効に使われるかどうかチェックしなければなら
 ない立場にありますから、その御返事というのは、
 この議案の中からでは全く読み取れないようなふ
 うに感じます。

例えば、建物を持っているオーナーさんがいて、
 たな子さんがいらっしゃいます。オーナーさんが
 持っている外壁ですとか、屋上ですとか、建物の中
 に入ってる給排水設備をたな子さんに丸投げし
 てお金を渡して、あとは法人、事業者を決めてや
 ってくださいというケースはあんまりないと思う
 のです。それを説明できない中で、この10億円
 という金額をお認めしていいのかということに判
 断を迷ってしまうのですが、いかがでしょうか。

○高齢者施策推進室長 私の言い方が大変申し訳あ
 りませんでした。競争入札かどうか分からないと
 いうか、その言葉を使っているかどうか分からな
 いという意味で申し上げたのですけれども、しっ
 かりとA事業者、B事業者、Cまで取るか、二、
 三事業者かと思いますが、その法人の中でどの事
 業者が入居者がいる中で居ながらの工事をやって
 いただけるかというのは判断していくというのは
 聞いております。

です、区の方でということではなくて、そ
 ういったことのノウハウのある事業者で今回お願

い、今回といいますか、特養さののときもそうで
 すけれどもお願いするという形でございます。

○岡田将和委員 他区の事例を見ますと、例えば大
 田区の特養は、特養に入居されてる方に移ってい
 ただいて、大田区発注で競争入札工事を行って
 おります。隣の荒川区のグリーンハイム荒川とい
 うところが築37年の特養なのですねけれども、20
 25年11月から入居者さんを台東区の特養に移
 して大規模改修工事を行ってます。

居ながら★★ということですね、他区で
 はそういう事例がありますが、足立区ではそうい
 う移転させてという検討はされたのでしょうか。

○高齢者施策推進室長 法人側と大規模改修の話
 をする最初の段階では、やはり移すという方法も1
 つあるということでは検討はいたしました。

ただ、法人側のお話ですと、やはり移動させる
 というだけで入居者の方の負担がかなりある。そ
 れから、移動先のところに職員が通勤で通えるか
 どうかも非常に心配だというようなこともござい
 まして、総合的な判断で居ながら工事という対応
 を今回取りました。

○岡田将和委員 そういった事業者の御負担もある
 かと思います。先ほど石毛委員からもありました
 ように、入居者の方々の安全というのがやっぱり
 大事だと思います。

それと、区民の皆さんが納めてる税金ですから、
 法人にまると10億円を渡して業者を選んでい
 ただくというのは、我々のチェックが利かないと
 思います。先ほど高齢者施策推進室長がおっしゃ
 られた特養さののときには、令和3年、2021
 年の3月12日の厚生委員会の資料にきちんと基
 本協定書案というものが記載がありましたけれど
 も、今回基本協定書案というのがこの議案の中に
 載ってませんが、そういうのがないと我々もチェ
 ックできないのですけれども、報告の中にないの
 でしょうか。

○高齢者施策推進室長 大変申し訳ございません。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

協定書の案は、今、作成といいますか、できておりますので、後ほど委員の皆様方に資料提供させていただきます。

○岡田将和委員 後ほどということは、今回の議案は採択を採らずに、協定書を見てから判断させていただくということになるのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○高齢者施策推進室長 この委員会の中で御提示いたします。

○岡田将和委員 この委員会の中で御提示いただくということは、我々委員が議決を賛成するか、反対するかという判断する材料がこの議案の中に載っていないのではないですかという話をさせていただいているのですけれども、それを見ずして我々は議会として議案を賛成してください、反対してくださいというふうに判断しなければならないのでしょうか。

○副区長 大変申し訳ありません。今、一旦★★させていただいて、資料を至急御用意しますので、お時間をいただければと思います。

○白石正輝委員長 審議の都合で暫時休憩をいたします。

午後1時56分休憩

午後2時24分再開

○白石正輝委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

岡田委員の質問に対して、執行機関側の説明を求めます。

○高齢者施策推進室長 大変申し訳ございませんでした。今、御手元に基本協定書案はお配りしております。御確認をいただければと存じます。

○岡田将和委員 資料の方、拝受いたしました。御用意いただきありがとうございます。

大変皆様にお時間を頂戴してしまったのですけれども、やはりこれは議決ですので、10億円という大きな金額が絡んでございます。以前に5年前に特養さののときに出ていたものが今回添付さ

れてないということは当然我々もチェックさせていただくべきですし、お話しさせていただいた次第でございました。

協定書の中身を見ますと、一般競争入札であり、足立区入札資格と同様の資格を持った事業者が入札をいただくことが条件となっておりますので、そこは安心をさせていただきました。

もう1点聞きたいのですけれども、10億円という金額ですが、仮に余った場合、返還規定とか書いていないのですけれども、どうなりますでしょうか。例えば9億7,000万円、9億6,000万円で済んだということであれば、3,000万円、4,000万円という金額は、区に返還される御予定でしょうか。

○高齢者施策推進室長 今、見積りをいただいておりますのが、昨日補正でもお認めいただきました工事費9億9,600万円余という金額になっておりますので、10億円を渡すのではなく、この見積りでいただいた金額を負担金としてお渡しする予定であります。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

それでは各会派の御意見をお願いいたします。

○岡田将和委員 区民の大切な税金ですので、法人主導であってもしっかりと区の方でもチェックいただきたいと思いますので、賛成をお願いします。

○長井まさり委員 今、指摘されたことについては次回にしっかり生かしていただいて、今後こうした指摘を受けないように万全の体制をしっかり踏まえて我々も議決に臨んでいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。賛成でお願いいたします。

○横田ゆう委員 賛成です。

○おぐら修平委員 賛成なのですが、先ほど課題に指摘したとおり、10億円もの金額のものが議決になるわけですから、やっぱりそれは当然

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

確かに基本協定書がなければ私たちも議決機関としての判断材料がないわけなので、今後の委員会、また議会審議において、こういった資料の提供ということについては十分に留意をいただいて、執行機関の皆さんにも認識していければと思います。これについては可決をお願いします。

○野沢てつや委員 先ほど石毛委員からもお話ありましたとおり、これは本当に利用者の方にすごい負担が掛かる工事になると思います。先ほど高齢者施策推進室長から、御家族に対する周知が何か毎月の広報というお話があったのですが、これに関してはできれば要望として御家族に対してきっちりと説明会等を開くなど行っていただきたいと思います。議決に関しては賛成でお願いいたします。

○白石正輝委員長 これより採決を行います。

なお、執行機関に申し上げますが、このような委員会の進め方は正常ではありませんので、是非皆さん方、次回からしっかりと説明ができるように体制を整えていただきたいというふうに思います。

それでは、本議案については、可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 異議なしと認め、さよう決定させていただきます。

次に、第58号議案を単独議題といたします。

それでは執行機関の説明を求めます。

○福祉部長 まず、57号議案の審査の不手際、大変申し訳ございませんでした。以後、このようなことがないように細心の注意を払い議案説明資料の作成に努めてまいります。大変申し訳ありませんでした。

それでは、福祉部の議案説明資料3ページをお願いします。

第58号議案でございます。債権の放棄をさせていただきますという案件でございます。

債権の内容は、項番2に記載のとおり、生業資金の貸付けでございます。平成12年に200万円を貸し付けた案件で、今回152万円余を放棄をさせていただきたいという内容です。

こちら、生業資金をお借りなった方は既にお亡くなりになっていて、その方の御長男が相続人としてこちらの債務を引き継いでいるというような状況でございます。

ページを飛んでいただいて、6ページをお願いします。

この保証人になった長男の方の状況でございます。この間、★★に何度か債権放棄の審査をしていただいて幾つか確認を求められたものがございましたので、その点を御説明いたします。

まず、連帯保証人になってる方の預貯金の状況等でございますが、令和3年の時点、④番に記載のとおり、預貯金が803円ということで非常に僅少でございました。

その後、この方は負債が今回のもの以外にも幾つかあるということが分かっておりましたので、その負債の状況が⑩番に書いてある負債は10件、総額で約2,700万円あるという状況、そしてこの方の現時点での状況がどうなのかというところで改めて確認させていただきました。

直接その方の家に訪問させていただいて本人と奥様に近況をお聞かせいただきましたが、債務者御本人の方は脊柱管狭窄症ということで働くことが難しい状況になっていること。そしてその奥様、収入は幾らかあるのですけれども、世帯収入としては生活保護基準を僅かに上回る程度ということが分かりましたので、なかなか債務を返済していくことは難しいだろうということで債権放棄ということが妥当であろうという答申をいただきました。その答申に基づきまして、今回、債権放棄をさせていただきたいということで上程をさせていただきます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○白石正輝委員長 何か質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

それでは、各会派の御意見をお願いいたします

○岡田将和委員 可決で。

○長井まさのり委員 可決で。

○横田ゆう委員 借受人が死亡してしまって、それで連帯保証人の長男も生活困窮ということであれば、やむを得ないため賛成します。

○おぐら修平委員 可決をお願いします。

○野沢てつや委員 賛成でお願いいたします。

○白石正輝委員長 これより採決を行います。

本議案は、可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 異議なしと認め、さよう決定させていただきます。

以下、審査に直接担当でない執行機関の退場を認めます。

〔執行機関一部退席〕

◇

○白石正輝委員長 次に、請願・陳情の審査に移ります。

本日は新しい委員構成になって初の委員会審査でありますので、継続中の内容につきましては執行機関から、また、過去の審査状況につきましては区議会事務局長からそれぞれ説明を求めます。その後、審査に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、5 受理番号 8 介護保険料負担を減らす「介護保険料負担軽減給付金」制度の創設と介護従事者の待遇改善を求める陳情を単独議題いたします。

前回は継続審査であります。

報告事項（9）が本陳情と関連しておりますの

で、併せて執行機関に説明を求めます。

○高齢者施策推進室長 福祉部陳情説明資料 2 ページを御覧ください。

こちら令和 5 年度に受理した陳情になります。

陳情の要旨につきましては 3 点、まず 1 点目が介護保険料負担軽減給付金支給制度の創設、2 点目が介護職員の方で研修等受講中の賃金を足立区が保障する制度の実現、3 点目が介護事業者が介護職員の確保、増員を図れるよう給与の上乗せ策を含め待遇改善のための取組を行うというものになります。

内容及び経過でございます。

項番 1 に、現在の介護保険料負担軽減策をお示ししております。

4 ページをお開きください。

上段の中ほどに四角囲みで囲っておりますが、2 3 区で介護保険料負担軽減給付金の支給を行っている区は、ございません。

項番 2 です。現在の介護職員研修の受講費用の助成について示しております。令和 6 年度、令和 7 年度の比較ができるような形でお示しをさせていただきます。

5 ページです。

項番 3、現在の介護職員の待遇改善策についてです。

こちら、令和 8 年度におきましては、6 月から加算率の引上げが行われました。これまで対象外とされておりました居宅の介護支援事業所等が対象になってございます。

6 ページ中ほど（4）です。

こちらは令和 7 年 4 月から開始しております区の事業、福祉サービス事業所家賃支援事業の実績等をお示させていただいております。

併せまして、福祉部の報告資料 2 9 ページをお開きください。

令和 7 年度介護人材確保・定着関連事業の実績についてになります。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

まず項番1です。

介護職員資格所得等支援事業につきましては、こちら資格取得に要する費用の助成を行っております。

令和7年度、前年比助成人数、助成事業所数ともにプラスとなっております。

項番2、介護・障がいの子と相談面接会事業、こちらハローワークとの共催でございますが、令和7年度につきましては、3回実施のうち2回目を私立保育園課と、第3回目を医師会等と合同で開催したことによりまして、来場者数、相談・面接数、それから採用数、いずれも前年度を大きく上回った結果となっております。

30ページです。

項番3、介護人材雇用創出事業です。

こちらの事業ですが、事業者と求職者のマッチングを行って、一定期間派遣就労後に派遣終了して勤めていただくというものになりますが、先ほど御説明した仕事の相談面接会、こちらと一貫して支援を行ったということで、派遣数、雇用数ともに前年を上回っております。

項番4、若年者向け就労体験・就労支援事業です。

こちら16歳から40歳までの若い世代の方を対象に、3日から5日間の短期介護の体験の機会を提供するというものになります。

令和7年度、体験された方の半数が20歳代以下の方だったという結果になっております。

今後も若年層を主な対象としたSNS広告等も実施しまして周知強化し、取り組んでまいります。

以上になります。

○区議会事務局長 国の動向を踏まえて議論をしていく必要があるという意見が多く、継続審査となっております。

以上でございます。

○白石正輝委員長 何か質疑はございますか。

○長井まさのり委員 私も今回厚生委員会7年ぶり

でございますので、確認も含めてお聞きしたいと思います。

陳情の要旨で、足立区の単独事業として、住民税非課税者に月2,000円、その他の方に月1,000円ということでございますけれども、23区でこうしたことを行っているところはないと、全国でもないのかなと思いますけれども、その点についてはいかがですか。

○介護保険課長 こちらで把握してる範囲では、ないというふうに確認をしております。

○長井まさのり委員 また、仮に65歳以上の被保険者を対象とした場合の試算、人数も含めて、この月2,000円、1,000円というのはいかがでしょうか。

○介護保険課長 こちらでございますが、非課税の方が直近の数字で言いますと9万7,451人、課税者の方は7万2,766人という状況でございます。これらを合わせて2,000円と1,000円を掛け合わせますと、約3.2億円のお金が必要というふうな試算となります。

○長井まさのり委員 分かりました。

約3.2億円ということで、大変莫大なお金であるかと思います。区の単独事業としてはなかなか厳しい面があるのかなと思いますけれども、この要旨2で例えば研修などの資格取得、講習参加に当たり、受講中の賃金を保障している自治体というのは23区であるのでしょうか。

○医療介護連携課長 研修中の賃金保障につきましては確認しましたが、現在実施している自治体はない状況です。

○長井まさのり委員 分かりました。

そうですね、これは企業の判断によるところが大きいのかなと思いますけれども、また要旨3に関連して、現在、区の介護職員の待遇改善策で福祉サービス事業所職員の家賃支援事業、令和7年度の実績が37法人、84人ということでございます。これは我が党が要望をしまして、対象上限

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

年齢を令和8年度から満34歳より、また39歳に引き上げていただきました。これは水野議員が提案して要望した件でございますけれども、これは、今、4期に分けていると思いますけれども、現在の状況についてはいかがでしょうか。

○医療介護連携課長 現在の申請状況につきましては6月末時点となりますが、32法人、81名の方からの御申請をいただいております。

○長井まさのり委員 分かりました。

これから申請される方、また中途採用の方などもいらっしゃると思いますので、また丁寧に周知していただきたいと思いますのでお願いいたします。

また、これは足区外に住んでいて区内の事業所に勤めている場合も対象になるかと思っておりますけれども、現在人数はどのぐらいいるのか把握してまずでしょうか。

○医療介護連携課長 6月末時点で先ほど申し上げました81名の方から御申請をいただいておりますが、内訳としましては、区内にお住まいの方が47名、対しまして区外にお住まいの方が34名という状況となっております。

○長井まさのり委員 分かりました。

また、東京都でも同様の家賃住居支援のそうした制度もありますので、そうしたことも併せてしっかり周知していただきたいと思います。

また、こうしたことも含めて若い方々にSNSを通じた情報提供や周知も必要かなと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○医療介護連携課長 5月からSNS広告を実施しているところでございます。今、事業者からその効果の聞き取りを行っておりますので、これから分析を深めていきたいと考えております。

○長井まさのり委員 分かりました。

しっかり分析をしていただきたいと思いますけれども、また報告事項の中でバスの広告、それからまた豆の木メール等を活用した福祉人材の掘り

起こしに向けた周知を強化していくとありますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○医療介護連携課長 SNS広告のほかに、多くの区民の方の目に留まるバス広告も出させていただいております。特に若い方に届くような発信に努めたいと考えておりますので、引き続きその効果についても分析してまいりたいと考えております。

○長井まさのり委員 是非よろしく願いいたします。

また、現場で歩いていきますと、介護保険料が高いので抑制してほしいという、そうしたお声を多く聞きます。一方で、長期的な視野に立って介護予防事業を含めての対策、介護予防事業、しっかり介護認定に至らない元気な高齢者の皆様のために、そうした事業が非常に重要であると思っておりますけれども、そうした視点でこれまでの成果というのはどのように捉えているのか、また、今後の目標や取組等についての区の考えもあれば伺います。

○高齢者はつらつ支援課長 認知症予防の事業、区ではいろいろやらせていただいております。その中で特にフレイル予防というところで、運動、口腔、栄養、あと社会参加というところでやっております。なかなか単独の事業でどのぐらいの効果が出たかというのは測るのが難しく、今、脳活ラボのデータを利用するなどして取り掛かっているとすけれども、基本的には運動等をできるようにというところで様々な事業をやっておりますので、そちらはこれからも充実させながら、まずは多くの方に介護予防事業に取り組んでいただけるようにやっているとでございます。

○長井まさのり委員 分かりました。

認知症だけでなく様々な部分で介護予防事業にしっかり取り組んでいただきたいと思いますけれども、これから今度第10期の介護保険事業計画を策定していくわけでございます。その中で、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

足立区の介護保険給付準備基金の残高というのは、令和8年6月5日の時点で約18億円と聞いています。

先日、総務委員会で基金の取崩しの予算計上がありましたけれども、確認ですが、その内容と、そして残高はどうか伺います。

○介護保険課長 こちらにつきましては、今回の補正予算で介護職員の処遇改善を中心とした介護報酬改定が国で2.03%ございまして、そちらの一部の部分につきまして基金の取崩しをさせていただいております。

そちらの金額については、2億4,000万円余というところになりますので、今の段階ですと、それだけで約18億円から2億4,000万円減った金額というのが残高ということになります。

○長井まさのり委員 そうしまして、次期改定に向けて基金の活用について区の考えについてはいかがでしょうか。

○介護保険課長 介護保険制度を維持していくためには、様々な公費の負担であったりですとか、被保険者の方の御負担というのが大変重要になってくるところではございますが、先ほど介護予防の観点ですとか、10期に向けてもそういった点は非常に重視させていただいておりますし、この基金につきましてもいざというときに保険料の負担を1円でも安くするために活用させていただくべく基金ということでございますので、そういったものも踏まえながら10期の計画の中で保険料をお示しさせていただきたいというように考えております。

○長井まさのり委員 分かりました。

当区は高齢化率が非常に高いということで、今、23区の中でも第2位でいらっしゃいますか。また、所得の関係など足立区特有の特徴があるかと思えます。国に対しても公費の給付費負担金や処遇改善などの要望をこれからは重ねていながら、2040年問題も見据えて介護保険料の上昇抑制

に努めていただきたいと思いますけれども、最後に高齢者施策推進室長いかがでしょうか。

○高齢者施策推進室長 今後も引き続き介護予防に力を入れつつ、また脳活ラボで今まで介護予防に日中参加できなかった方も参加できるような体制も整えておりますので、引き続き今後の課題等も見据えながら介護保険料抑制に努めてまいりたいと考えております。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

○横田ゆう委員 3項目の介護労働者の処遇改善について質問します。

介護労働者の賃金というのは、全産業労働者平均よりも8万円低いという状況が現状ですけれども、今、この根本問題は政府がこの程度でよいとしていることが一番の問題です。東京都は、居住支援特別手当1万円を5年未満の方には加算が付いて2万円を支給していますが、それが他産業との格差を少しでも埋めるのに大変役立っているということです。

しかし、5年たつと1万円に減ってしまうということで、この件について介護現場では、実際には会社で働いて昇給が少なかったりとか、昇給が全くないという職場もあるわけです。現場からは、おかしいという声が上がっております。

東京都は財源があるわけですから、全員に加算とかではなく2万円を支給するべきと思っています。東京都に継続して5年以降の方も2万円支給することを要望するべきだと思いますが、どうでしょうか。

○介護保険課長 こちらにつきましては、東京都が単独で事業を実施しているという側面がございます。我々としましても、介護の従事者の方の待遇改善ですとか、そういったところは国等を通じて要望させていただいてるところでございまして、こちらの東京都の事業、こちらにつきまして2万円のままをキープするべきかどうかということについては、今のところそういったことをこちらから

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

申し上げる立場ではないのかなというふうに考えてございます。

○横田ゆう委員 私は、やっぱり現状を見れば要望するべきだと思います。そして都がやらないのであれば、区が5年以降の不足分を補うべきだというふうに思っています。

新たな支援事業として実績も上がってきているところで、更に新年度は39歳まで拡充したということについては、本当に若い方が助かっているというふうには思います。

しかし、それとは別に長く本当に働く、そしてベテランになっていくというそういう人たちの処遇をきちんと保障するというのをずっと求めてきましたけれども、区独自で1万円の上乗せ補助、それをするべきだというふうに思っていますが、どうでしょうか。

○介護保険課長 家賃支援につきましては、今回、年齢を引き上げさせていただいたところで改善をさせていただいたところでございます。

また一方、ベテランの方、5年以降の方の部分につきまして1万円に減ってしまうという御意見につきましては、区としましては、特に今年度から介護職の方であれば20年、25年経年で勤続をされた方に対しての永年勤続報償という形で新たに事業を拡大させていただいてまして、そういった方でベテランの職員の方のモチベーションアップですとか、そういったところで区としても何とか支援をさせていただきたいというところで事業を拡大させていただいております。

まだまだ介護事業者に係る支援というのはほかにもいろいろ考えられるかと思っておりますので、引き続きそういったところにつきましては現場の御意見を伺いながら、真に必要な支援というのを検討してまいりたいというふうに考えております。

○横田ゆう委員 様々な施策をしておりますけれども、現場に行くとやっぱり他産業と比べて賃金が

安い、見劣りがするということで、長年働いている人は本当に苦勞なさっていると、それをきちんと評価するには賃金を保障してあげることが重要だと思います。

ですので、いろいろな様々なこともやりませけれども、是非上乗せ1万円補助を検討していただきたいというふうに思います。

以上。

○おぐら修平委員 私からは、介護人材の確保についての福祉部の報告資料の29ページのところで

こちら職員の資格取得支援と、あと人材確保に向けての相談面接会の事業ということで、令和6年、令和7年を比較してもそれぞれいいことで非常に増えているということで、ただ、なかなか実際の現場はまだ全然人手不足という声があって、とはいえども、こういった取組を是非また更に強化していただくことも大事な1つだと思っております。今回これは逆にいい意味で令和7年度、両方とも研修も相談面接も人が増えた成果という背景については、どのように分析されてますでしょうか。

○医療介護連携課長 まず、対象の人数ですとか受講者が増えたというところにつきましては、周知などを強化させていただいたことが、まず1点ございます。

また、項番2以降の仕事の相談面接会などの事業につきましては、雇用創出事業ですとか、若年者の就労体験事業と一体的に取り組んだ結果、面接会にいらっしゃった方を適切にスムーズにおつなぎすることができたということも効果の1つと考えております。

○おぐら修平委員 周知の強化ということで、今、答弁をいただきまして、今後の方針の中でも、いろいろSNSの広告配信だとか若年層を対象にしたものをやっていくとか、バス広告、豆の木メール等々もありますけれども、どうなのでしょう。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

こういうというのは、もちろん体験に来られた方がこういう相談会に来られてるのは非常にいい入り口で、具体的に実際に就職を決める率も高くなってくると思うのですが、一方で入り口部分でどういうふうにして広げていけばいいのかなとすごく難しいなと思いながらも、いろいろな形での体験、またSNSで見る機会、口コミで知る機会、いろいろな各方面からの口コミもそうですし、SNSもそうですし、やってくことなのかなと思うのですが、実際現場で採用に至るまでの経緯、また採用してから定着するというのは、どういう入り口、きっかけでこういう場面をつくっていくのがよいのかなというのが思うところなのですが、何が一番決め手になってるという現場の方で実感はいかがですか。

○医療介護連携課長 現在こちらの仕事の相談面接会ですとか、就労の事業につきまして委託事業を行っておりますので、そちらから現場の声なども聞きまして、今、分析を進めているところなのですけれども、やはり挙げられることで多いのが、丁寧なつながりがあるというところで、1つの入り口に入った方を2つ目ですとか、別のその方に合った方向につなげるですとか、そういった丁寧な支援がつながることに結び付いているという意見を多くいただいております。

○おぐら修平委員 国なり都道府県なりでやってるいろいろな人材確保の資格取得の支援の中で、やはり介護のメニューが非常に多いのですけれども、一方でいろいろな多種多様の中で、中には介護はなかなか向かないけれども就労支援のところからそう言われて仕方なく行って、初任者研修途中で諦めたとか、初任者研修を受けたけれども実際はすぐに辞めてしまったというのを実は生活困窮の現場の若い世代の皆さんで実は何人か見てきて、非常に本人の意欲というか、志というか、そういうところがないと、なかなかそれは周りが「介護どう、介護どう」とせっついてやってもやっぱ

り難しいなというのは、それは当然の話であってと思いました。

一方で、以前過去に生活困窮相談を受けていたシングルマザーの方が、今は自立されてるのですが、当時は生活保護を利用中の期間に介護の初任者研修を受けて、あとその資格を取って、実際にそこで就職をして自立して、今も何年も続けていらっしゃるというよい事例もありまして、やはり当事者の声、それは続いている方も途中で諦めてしまった方も両方の現場のヒアリングというのもすごく大事になってくると思うので、そういった取組についても細かくいろいろな当事者の皆さんの声を拾い上げて、よりこうした人材の発掘、確保の定着につなげるような施策を進めていただければということで、ここは要望で、もし何か補足するようなことがありましたらお願いします。

○医療介護連携課長 おぐら委員おっしゃるとおりと考えております。やはり双方の声ですとかを伺いまして分析を深めていくのは、今後の事業展開に必要なことと考えておりますので、そこを丁寧に行っていきたいと考えております。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

それでは、各会派の御意見をお願いいたします。

○岡田将和委員 陳情の趣旨は理解できるものの、区単独事業を行った場合、先ほど介護保険課長から30億円超というお話もございました。慎重に検討する必要があると思いますので、継続審議でお願いします。

○長井まさのり委員 継続でお願いします。

○横田ゆう委員 どの事業所も本当に人材不足が深刻ですので更なる対策を求めていますので、採択を求めます。

○おぐら修平委員 継続でお願いします。

○野沢てつや委員 御高齢の方、本当に介護保険料が高いということでお困りのことだと思います。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ただ、陳情の1番、足立区の単独事業として住民税非課税の方に月2,000円、その他の方に月1,000円の給付金の支給制度の創設を求めるとのことなのですが、足立区は介護保険料19段階になっておりまして、19段階の方は本人の合計所得金額が3,000万円以上、18段階の方で2,500万円以上、17段階の方が2,000万円以上だと思うのです。そういった方々に対して給付金を支給するということに関しては、正直なところ同意しかねますので、これに関しては否決をお願いします。

○白石正輝委員長 それでは、これより採決をいたします。

本陳情は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定いたしました。

次に、5受理番号9 カメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査を未就学児全児童に行い、弱視の周知啓発を行うよう求める請願を単独議題といたします。

前回は継続審査です。

執行機関、何か変化はありますか。

○衛生部長 では、衛生部からこちらの請願について御説明させていただきます。

まず、衛生部の請願・陳情資料を御覧ください。

大変申し訳ございません。ここで表紙のページの訂正をさせていただきたいと思います。

件名2番、5受理番号53につきましては、ページは5ページと記載しておりますが、4ページからになります。また、3受理番号8につきましては、現在ページが8ページとなっておりますが7ページに、件名の4受理番号9につきましては、今ページが10ページと振っておりますが9ページから始まりますので、すみません、表紙の数字の訂正をお願いいたします。

今後こういった修正がないように気を付けてまいります。大変申し訳ございませんでした。

では、衛生部の資料の2ページを御覧ください。

件名、カメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査を未就学児全児童に行い、弱視の周知啓発を行うよう求める請願についてになります。

請願の要旨ですけれども、1点目、2点目に書いてありますのは、既に3歳児健診で導入しておりますオートレフラクトメーターといいます屈折機器を用いて小学校入学前までに定期的に検査を行うというもの、また、3点目に記載してありますのは、目の健康チェックシートを用いた周知啓発を行うというものになります。

現状についてですけれども、今こちらの機器を各保健センターに備え付けておりまして、3歳児健診が終わった後も随時こちらの経過観察健診で実施することができる体制となっております。また、目の健康チェックシートも用いた啓発を既にっております。

今後ですけれども、3歳児健康診査以降で心配のある方に対して保健センターの乳幼児経過観察健診で目の検査が実施できることを引き続き周知するとともに、今後も国や東京都、他自治体の動向を注視してまいります。

説明は以上でございます。

○白石正輝委員長 続いて、過去の審査状況につきまして、区議会事務局より説明をいたします。

○区議会事務局 ども家庭庁が進める5歳児健診なども踏まえて引き続き議論していく必要があるという意見が多かったため、継続審査となっております。

○白石正輝委員長 何か質疑ございますか。

○長井まさのり委員 この請願の要旨で、小学校入学前の子どもたち全員にひとしく検査を実施ということでございますけれども、今、3歳児健診で実施しているところは多くあると思います。たしか23区で全てかなと思いますけれども、確認で

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

すがいかがですか。

○保健予防課長 22区におきましては、当区と同様の目の屈折検査を行っております。

○長井まさのり委員 また要旨にある小学校入学前の子どもたち全員を対象としているところは、23区であるのでしょうか。

○保健予防課長 23区の中では、今のところ1つも確認されておられません。

○長井まさのり委員 分かりました。

また、この機器を導入した効果、昨年度はどうか、また受診率も伺います。

○保健予防課長 この検査は3歳児健診のときに行ってますので、受診率は95%以上でございます。

令和7年度の暫定値になりますけれども、約4,000人の方が検査を受けてございます。

その結果ですけれども、10%程度、400人の方が何らかの異常がありました。

○長井まさのり委員 実際に治療するのは何%ぐらいなのでしょう。

○保健予防課長 眼科医で精密検査を行ってまうけれども、毎年1から2%程度の方が治療を受けてございます。

○長井まさのり委員 分かりました。

あとの方は経過観察でいくのかなと思いますけれども、たしか、今、10台を3歳児健診で使っているかと思ひます。また、4歳、5歳では法定の全員が集まる健診がないため、例えば就学時の健診の際、各小学校で受けるとなると、小学校はたしか67校でございますか、台数を増やす必要があるかと思ひます。この検査機器や、例えばこのプリンターの価格というのはどうなのか、67校で実施となると現実問題としていかがでしょうか。

○保健予防課長 検査機器とプリンターのセットでワンセット120万円いたします。67校を単純に掛け算しますと8,000万円ほど掛かることになります。

○長井まさのり委員 約8,000万円ということ、かなり高額な金額になるのだなと思ひますけれども、また、こども家庭庁が令和10年度までに5歳児健診を実施する方向性がある状況についてはいかがでしょう。また、23区で実施しているところについても伺ひます。

○保健予防課長 区でも令和10年度に向けて実施できるような検討を、今、進めてるところでございます。なお、他区、千代田区とか墨田区など実施してるところもお伺ひしましたけれども、まだこの機械を使った目の検査は行っていないとのことでした。

○長井まさのり委員 分かりました。

また、小学校入学前の子どもたち全員にひとしく検査ということでございますけれども、医師会とか眼科の医師の見解というのはいかがでしょう。

○保健予防課長 毎年眼科の先生に御相談をしております。目の発達状況については個々に違いがございますので、一律で入学前に検査するということまでは言えないというアドバイスをいただいております。

○長井まさのり委員 分かりました。

心配がある方は、各保健センターにあるこの機器で目の検査を受けることは可能であると、また、視覚異常の可能性が判明した場合は、紹介状も発行して精密検査を受けることができると思ひます。これまでにそうした事例はあったのでしょうか。

○保健予防課長 3歳児健診以降ですけれども、検査に来られた方は、令和6年度が3件、令和7年度数はゼロ件でございました。その後、特に異常はなかったということでございます。

○長井まさのり委員 分かりました。

今後もしっかり周知をしていただきながら、国や他自治体の動向もしっかり注視をしていただきたいと思います。要望して終わります。

○横田ゆう委員 今、御答弁いただいたと思ひます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

随分とオートレフラクトメーターを用いた検査が有効であるということをお聞きしましたけれども、就学前健診というのは、視覚障がい、それから聴覚障がい、それから就学後の集団生活の支障となる発達障がいですとか、肥満ですとか、低身長などの発育の問題など重要な健診になっているということだと思うのです。各学校で、今、お聞きしましたら67校でやっているということですから、そこにオートレフラクトメーターを持ち出すということではできないのでしょうか。

○保健予防課長 高額な機器で、なおかつ精密機器でございますので、持ち運んで検査するのは現実的ではないかなというふうに考えております。

○横田ゆう委員 そうすると保健所にオートレフラクトメーターが置いてあるわけですから、就学前の健診の対象者に関して言えば、目の検査だけは保健所に行ってやってくださいということで、強制ではなくても特に目の心配のある方だけでも受けられるようにということで、そういうような仕組みをつくったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○保健予防課長 3歳児健診以降でも御希望の方は、保健所に連絡していただければ個別の検査ができます。ホームページにもそのように記載してございます。

○横田ゆう委員 そういう常時設置してあるわけですから、なるべく受けられた方がいいと思うのです。全員というのがこの陳情の趣旨でしょうけれども、心配のある方は5歳児に当たる方については受けられますよと、なるべく受けてくださいというような周知をしながら、きちんと受けるような仕組みを構築すればいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○保健予防課長 検査そのものは各★★★でできるようになってますので、どのような周知の方法があるかは検討させていただきます。

○横田ゆう委員 是非御検討をお願いします。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

それでは、各会派の御意見をお願いいたします。

○岡田将和委員 請願の趣旨は理解できるものの、国の動向を見定めていきたいと思いますので、継続をお願いします。

○長井まさのり委員 継続をお願いします。

○横田ゆう委員 採択を求めます。

○おぐら修平委員 継続をお願いします。

○野沢てつや委員 継続をお願いします。

○白石正輝委員長 これより、採択をいたします。

本請願は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定いたしました。

次に、5受理番号49 別居・離婚後の親子を支援する公的サポートを求める陳情を単独議題といたします。

今回は継続審査であります。

執行機関の説明をお願いいたします。

○福祉部長 それでは、福祉部の陳情説明資料の8ページをお開き願います。

件名は、別居・離婚後の親子を支援する公的サポートを求める陳情でございます。

陳情の趣旨の1番でございます来春に予定されている家族法の改正というのは、今年の4月に改正された民法の改正のことを指してございます。既に改正されているというような状況でございます。公的支援や相談体制の強化、充実を図るべきだというようなことが陳情の趣旨でございます。

8ページの項番2のところに、これまでの法改正の経過を記載させていただきました。今年の4月に施行されております。

9ページには、その改正の主な内容を(3)のところで記載をさせていただいてます。親権に関

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

するルールですとか、養育費、また親子交流の見直し、実現に向けたルールの設置等が今回法律中に加えられているというような状況でございます。

10ページをお開き願います。

足立区の状況です。相談支援につきましては、従前平成28年から豆の木相談室を設置して、独り親の方々の様々な支援に加えて、離婚や養育費の確保に関することについてもこちらで相談をお受けしているというような状況でございます。

また、養育費の取決めのことにつきましては、この表の記載のとおり、公正証書の作成の助成ですとか、養育費の保証契約の締結についての保証料の助成等を行っていることに加えて、今年の4月から裁判外紛争解決手続、いわゆるADR、こちらを利用した際にその費用の一部助成をさせていただいているというようなところが現状でございます。

11ページに移っていただきまして、親子交流についてのこともこの陳情のところであわせておりますので、その状況ですが、足立区としては特段親子交流についての費用助成等は行っていないところでございますが、東京都、また23区では、イ、ウ、エの区でそれぞれ実施がございます。特別区の中には、実績がないというようなところが見て取れるかと思えます。

私からは以上でございます。

- 白石正輝委員長 続いて、過去の審査状況につきまして、区議会事務局長より説明をいたします。
- 区議会事務局長 令和8年4月の家族法改正を踏まえて今後も議論していく必要があるという意見が多かったため、継続審査となっております。

- 白石正輝委員長 ありがとうございます。

質疑ございますか。

- 長井まさのり委員 これは令和8年4月1日施行から約3か月ということでございますけれど、選択肢が広がったのだなと思えますけれども、改めて法改正のポイント、また現在の豆の木相談室で

の相談状況はいかがでしょうか。

- 親子支援課長 法改正のポイントになりますが、今回の法改正は共同親権の導入というのが注目されておるのですけれども、目的としましては国のリーフレット等で触れております子どもの利益を確保することを目的となっておりますので、所管としましても子どもを真ん中に置いた法改正というのがポイントだというふうに認識しております。

それから相談室の実績であります。延べ件数としましては、昨年度944件で、令和6年度に比べまして155件増の1.2倍となりました。

内容ですけれども、この法改正そのものの相談というのがほとんどなくて、基本的にやはり離婚前後の方の相談になりますので、子どものこと、仕事のこと、生活のこと、あとは相手方に対する愚痴であるとか、様々な話を聞いてほしいなど複合的にいろいろなものが絡み合っている相談の中で法改正の部分も少し情報提供させていただいているというような状況でございます。

- 長井まさのり委員 分かりました。

法改正も含めて不安に思う方々については丁寧に、また寄り添って、また相談に乗っていただきたいと思います。

また、陳情の要旨にある公的支援相談体制の充実に向けては、今、豆の木相談室もありますし、国の養育費・親子交流相談支援センター、また東京都ひとり親家庭支援センターもあるかと思えます。これは、国や都なので利用状況は分からないと思えますけれども、選択肢の1つとしてしっかり周知して紹介していただきたいと思いますので、お願いいたします。

また、先日、独り親の方から相談があつて、まずこちらの応援ブックをお届けいたしました。利用できるサービスや制度をジャンル別に分けてあつて非常に分かりやすくまとめているなと思えますけれども、これは2年ごとに発行ということなので、例えば児童育成手当受給世帯へ郵送して、また親

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

子支援課の窓口、戸籍住民課、区民事務所等で配布してあると記載がありますが、等というのは、あとほかはどこどこに置いてるのですか。

○親子支援課長 そのほかでいきますと、地域学習センター、それから住区センター、子育てサロン、図書館、保健センターなどであります。全部で5, 200部配布しておりますので、そういった様々なところに送っております。

○長井まさのり委員 分かりました。

あと福祉事務所であったり、また、こども支援センターげんきなどにも多分置いてあるのかなと思いますけれども、周知もよろしく願いいたします。

また、父母の離婚後の養育に関するルールが改正されて、今後は共同親権であったりとか、養育費、親子交流であるとか様々なことが新たに発生してくるかと思います。法律相談であったりとか、福祉的な面での相談だとか、親子支援課だけではなく幅広い全庁的な連携の取組が必要であるかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○親子支援課長 長井委員おっしゃるとおり、この問題というのは家族、親子のことですので、いろいろな分野に浅く広く関わることであります。ですので、今は具体的には19の課で連携をして区のチャット機能を使ってリアルタイムで情報共有をしながら、たらい回しにしないことと、支援漏れがないように必ず所管につながりというような連携を取っているところであります。

○長井まさのり委員 分かりました。

チャット機能を19の課で使ってるということで非常に効果的だなと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、法務省のリーフレットであったりとか、また、こども家庭庁でも作ってるリーフレットもありますので、こうしたこともしっかり丁寧に周知していただきたいと思います。

また、離婚を考えている方の相談の際で、新規でADR、裁判外紛争解決手続ということ、手段があるということもしっかり情報提供していただきたいと思います。

この制度を使うときは、ある程度の話合いができる関係でなければ利用できない状況もあるかと思いますが、確認ですけれども補助の内容も含めて伺います。

○親子支援課長 この補助の内容は、この支援を使った方への費用助成ということになっています。それで件数が少ないところで、他区でやってるところでもやはり実績としてはゼロから1件ということになっています。いろいろお話を聞きますと、双方で了解した上でこのサービスを使わなければいけないということになりますので、なかなか興味があって相談があるのですけれども、それを使うというところまでなかなか双方の関係でうまく実現していないというようには伺っております。

○長井まさのり委員 分かりました。

離婚届を出すときは、戸籍住民課に提出をして、戸籍住民課でこうしたチラシも作っていただいてADRのことも記載があります。

戸籍住民課でチラシをただ事務的に渡すだけではなくて、離婚届提出の際など必要な方には様々な状況があるかと思いますが、丁寧に内容も御紹介しながら対応していただきたいなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○戸籍住民課長 離婚の手続を戸籍住民課窓口でされた方のうち、未成年のお子さんをお持ちの方には、先ほど長井委員お示しのチラシ、これは戸籍住民課ではなくて親子支援課で作成してるものですが、それをお配りさせていただきまして、そこに書いてあることは十分周知させていただいております。

ただ、訴訟等の更に進んだ質問等ございましたら、専門の親子支援課、豆の木相談室をおつなぎしている状況でございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○長井まさのり委員 分かりました。

ADRについては、まだまだ知らない方もたくさんいらっしゃると思いますので丁寧な説明につながるようにホームページの改修も要望して、この4月から早速掲載もしていただきました。ホームページを見た区民から御意見もあったと聞いていますけれども、いかがでしょうか。

○親子支援課長 まず、この法改正の情報は国の法務省のページでかなり細かくQ&Aとか動画の解説とかありますので、ほかの自治体も同じようにリンクを張っているというのが多かったのですが、区では少し要望があって、最初の本文のところで法改正の解説をカウンターにしたところ、感謝の声をいただいたことがあります。ホームページの工夫としましては、養育費とか共同親権という単語で検索してもヒットするようなタイトルにするようにというような工夫もしているところです。

○長井まさのり委員 分かりました。

最後になりますけれども、今後も関係部署と連携をしながら、様々な状況の立場の方々にしっかり丁寧に寄り添っていただきたい。そして丁寧な相談体制と情報発信、周知にしっかり努めていただきたいと思いますけれども、最後に福祉部長いかがでしょうか。

○福祉部長 長井委員おっしゃるとおり、相談、その対象の方がどこの窓口で最初に行くか分からない部分がございますので、どこに行ってもそこで止まることなく、庁内ではちゃんと連携を取って必要な支援をしてまいりたいというふうに思っております。

○石毛かずあき委員 私からも本陳情について何点か確認をさせていただきたいというように思うのですが、まず、養育費の確保に関する支援についてなのですが、項番3の(2)の表を見ますと、私、状況が分からないからこういう言い方するかもしれませんが、御容赦いただいて、この

点について公正証書の作成、保証契約に対する補助制度が実施されておりますけれども、利用実績を見るとこれが多いか少ないかという判断が私には分からないので、その点について御報告いただきたいのと、この点について区として、これは私の感じ方ですけれども、利用が少ないのかなというふうにちょっと思ったりもするのですが、そういった場合、その要因がどのように区として分析されているのかなということ、そして実際に療育費の確保とか、また、継続的な支払につながっているのかどうか、その効果、そうした効果検証をどのように行っているのかという点をまずお聞かせください。

○親子支援課長 まず、多いか少ないのかなんですけども、直近で少し前ですけども令和5年度に23区全体の調査がありまして、実施してるのは20区であって平均が18件でした。足立は43件で2番目に多いところなので、まず、足立区が少ないということはないかなというふうには思っています。

全体としてどうかというのは、分母というのが把握できてるわけではないのではっきりとしたことは申し上げられませんが、1つ法務省の方で離婚届を出すとき、お子さんがいる方に対して、今年度また改訂版が出たのですけれども、共同養育計画書をつくりましょうというリーフレットが出されておまして、要するに公正証書を作ること1択だけではなくて、夫婦で署名捺印して計画書をつくりましょうという、少なくともやりましょうという御案内があるので、このぐらいで終わる方もいます。更に心配だということで公正証書を作る方もいれば、更に少ない要因としましては、やはり相手方も了解していただかないと2人で納得してサインしていただくので、そこまでたどり着かない人も結構いらっしゃるのかなというところで、それは相談の記録などから想像も含めてになってしまいますが、そのような状況だと思いま

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

す。

それから効果であります。窓口の対応としましては養育を確保するための支援をしていますので、それは知らなかったとか、ありがたいとか、そういった生のお声はいただきますが、その後ずっと何年もいただけてるのかというところの後追いはしてませんので、そこまでの分析ができてませんが、窓口の対応としては、ほとんどの人が初めての経験ですので、そこでは感謝の声をいただいているというところでございます。

○石毛かずあき委員 ありがとうございます。

続きまして、相談体制についてなのですが、親子支援課を中心とした相談体制が行われているということなのですが、相談件数とか、また具体的な解決に至った割合というのは、報告資料に記載されているという御説明を以前いただいていると思うのです。で、なかなかこの資料から読み取れませんでしたので今のような発言になってしまったのですが、相談から解決までの流れがどのような、どの程度機能しているのか、そうしたことの御説明をいただけるとありがたいのですが、いかがですか。

○親子支援課長 相談窓口は親子支援課、独り親の相談窓口だけではないのですが、まず、私どものところでは、大体これから離婚するとか、突然独り親の状況になっちゃう方もいるので、まず最初どうしていいかわからないというところで、★★、まず丸ごと受け止めるといいますか、問題を整理するとか、場合によっては泣きながら訴えてくる方もいるので、お話を聞いてくれてありがたいということで第1回目が終わるとか、そういったこともあります。ですので、私どもは解決というとなかなか難しく、整理して場合によっては福祉事務所の窓口を御案内したり、住宅課でお住まいの御相談におつなぎしたりということをしてありますが、そこまでの成果はありますけれども、それ以上のところというのは、正直最後の最後まで

で追えているかというのはわかりませんし、それぞれの方が、どこが最後、どこまでいったらよろしいのかということも分からないというのが現状であります。

○石毛かずあき委員 よく分かりました。ありがとうございます。

親子交流支援についてなのですが、都内の他の自治体では一定の支援が実施されている中で、区としても関与の在り方が明確ではないという言い方もちょっと失礼なのですが、明確にできないそうした理由も当然先ほどのお話もあったりしますので考えられるのですが、どうか偏っただけではなくて双方にとって安全確保やトラブルの防止の観点から、できれば区としてどのような区の役割を果たしていけるのか、いくのが望ましいのか、その辺のお考えをお示しいただけますか。

○親子支援課長 今回の法改正のポイントでも申し上げましたが、まず子どもを中心にと考えたときに、親子交流ができた方がいいお子さん、御家庭もあれば、それが必ずしも安全ではないということもあろうかと思います。

ですので、それはそれぞれの状況に応じて対応していくべきでありますので、親子交流はこうすべきかという考えをまず持つてはいけないというふうに思います。

ですので、相談の段階ではお話を聞いて、例えば公正証書を作るときに、養育費のことだけではなくて親子交流の頻度とかも明記した方がいいですよというのは助言はします、後々トラブルにならないように、でも、もう相手が会う気がないと言ってるからいいですよと言えば、それはもうこちらからは深追いしないようにしています。

そういったことで、すみません、個別対応ということになってしまいます。非常にセンシティブなことなので、そのような対応を今はしております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○石毛かずあき委員 ありがとうございます。

それで今回の法改正を踏まえて、親権だったり、当然養育費のことだったり、親子交流に関するルールが見直されている中で、先ほど長井委員からの質問で親子支援課長からの御答弁もいただきましたけれども、関係部署19と連携を取りながらチャットで情報共有をして行っているということで、どの程度★★、今、そのようにやってきたか分からないのですが、例えば法改正を基にして今後どこか更に強化していくようなところというのがもし今後の方向性としてあるのであれば、お聞かせいただきたいのですけれども。

○親子支援課長 庁内の連携でいきますと、それぞれの課から、また更にこちらの方の課もというふうに連携していく場合もありますし、課の中で係長が入っているけれども、ほかの係長、係も呼んだりとかいうことで、だんだんと関係するところでは広がっては来ております。庁内で言えば、そういう連携を今後も進めていきたいと思います。

○福祉部長 若干補足させていただきます。

強化すべきところ、それこそこれは個別対応の部分はどうしても多いので、ここを強化すればよく収まりますよというものは恐らくないのですよね。内容が、例えば共同親権が今回入りましたけれども、共同親権としてマストではないのです当然、そういうことを別にしなければならぬではなくて、選択肢が増えましたというだけと言ったら言い過ぎかもしれないですけれども、だけなのです。

ただ、そのあたりが、はい、共同親権ルールができたから、それを使わなければならないのではないかというふうに若干誤解する区民の方もいらっしゃるし、もしかしたら職員の中でも、そういうものができたけれども、どの程度のものなのか分からない職員もまだいると思いますので、★★しっかりと知識を身に付けるというところは、今後もブラッシュアップしていかなければならな

いというふうに思います。

○石毛かずあき委員 ありがとうございます。

最後にいたしますけれども、本陳情の中に明石市の事例が出てますが、当然これは法改正する前で、特に他自治体では特出してやられたところがあって出てきてるのでしょうけれども、それはそれとして別に置いておいて、当然区としても先進事例に倣っていろいろと研究されてると思うのですが、現在足立区としてそうした他の自治体の先進事例を参考にしながら区としてどの程度までの水準を今後目指していくのか、具体的というのは難しいですよ。目標とか★★、指標とかと言われても難しいと思うのですが、相談された方々が要は困らない程度具合というのですか、そうした形で困ってる方、悩んでる方のそばに寄り添って問題を解決していける足立区の姿勢として今後どのように取り組んでいけるのか、御決意いいのですでしょうか。

○親子支援課長 目標と言われれば、それは日本一と言われるのが一番いいのですけれども、足立区に住んでいてよかった、足立区に相談する場所があつてよかった、足立区にこういう職員がいてよかったと思われるようにということで日々の相談の窓口では対応してますので、それを継続していきたい、充実していきたいというふうには思っております。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

それでは各会派の御意見をお願いいたします。

○岡田将和委員 陳情者の思いといいますか、親の思いですとか、子どものために子に最善の利益をとという趣旨ももちろん理解いたしますし、一方でDVですとか虐待といった立場の弱い方の配慮というのもとても大切になってくると思います。別居、離婚後の御家庭というのは本当に一つ一つ全く違うケースだと思いますので、慎重に審議を進

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

めたいと思いますので、継続をお願いします。

○長井まさのり委員 継続をお願いします。

○横田ゆう委員 区としては、豆の木相談室ですとか補助事業をやってきましたけれども、やはり今後情勢やニーズが変わってくることもあり得ますし、これからも必要な対策を講じていくということで、そしてまた寄り添った対応が必要ですので、採択を求めます。

○おぐら修平委員 継続をお願いします。

○野沢てつや委員 これが陳情が出された後にも法改正が成されて、共同親権等が施行されておりますけれども、陳情の1番に関してはもう願いが満たされているのかと思われます。

ただ、別居離婚後の親子交流や養育費確保などに対する体制整備がまだ成されておらず、今後体制整備が必要かと思われますので、採択でお願いいたします。

○白石正輝委員長 それでは、これより採決を行います。

本件は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定いたしました。

次に、5受理番号53 パンデミック条例締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書を国に提出することを求める請願を単独議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

○足立保健所長 衛生部の請願・陳情説明資料4ページを御覧ください。

件名は、パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書を国に提出することを求める請願です。

請願の要旨は大きく3つです。1つ目として、国民への周知、2つ目として、幅広く国民などからの意見聴取、3つ目として、国民の自由と人権

の尊重を侵害しないようにすることです。

経緯ですが、令和6年5月に国際保健規則の改正案、令和7年5月にパンデミック協定がWHO総会において採択されています。

現状ですが、4ページから5ページに記載しております。

最初に、国民への周知として、パンデミック協定及び国際保健規則の改正に関する条文及び議事録はWHOのホームページで公開されており、国内でも外務省の特設ページや厚生労働省のホームページで情報提供されています。

次に、幅広く国民などからの意見聴取として、パンデミック協定の批准に向けて、今後国会の場において議論されていくものとも思います。

最後に、国民の自由と人権の尊重についてですが、WHOや政府は規則本文や見解などで各国の主権や人権が尊重されるべきものとして示しております。

以上となります。

○白石正輝委員長 続いて、過去の審査状況につきまして、区議会事務局長より説明をお願いします。

○区議会事務局長 国の動向を踏まえて今後も議論していく必要があるという意見が多かったため、継続審査となっております。

○白石正輝委員長 何か質疑ございますか。

○長井まさのり委員 この請願の要旨で、1については現状のところに記載があるとおり、WHOであつたりとか、外務省、厚労省のホームページで情報提供されておりますけれども、他の公的機関ではそうしたことはないのかなと思いますけれども、確認ですがいかがでしょうか。

○感染症対策課長 お答えします。

各自治体でのホームページ上で出している自治体というのは、何件かあるところではございます。

○長井まさのり委員 分かりました。

何件かというのは、どことどこというのは、今、分かりますか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○感染症対策課長 都内では、港区、そのほかにも北海道から沖縄まで複数、数十の自治体が出しているところがございます。

○長井まさのり委員 分かりました。

また、(2)についてでありますけれども、議員とか首長、有識者、その他一般国民からの意見の聴取の手続についてはいかがでしょうか。

○感染症対策課長 そちらに関しましては、請願が採択されている自治体が複数ございますけれども、その手続が始まっているというところは、私の知る限りにおいてはございません。

○長井まさのり委員 分かりました。

また(3)について、厚労省のホームページにおいて、人間の尊厳、人権及び基本的自由は尊重されるべきものとなっておりますけれども、今後においても区民にとって必要な正しい情報を適時発信していただきたいと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○感染症対策課長 長井議員おっしゃるとおり、これから適切な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

それでは各会派の御意見をお願いいたします。

○岡田将和委員 継続でお願いします。

○長井まさのり委員 継続でお願いします。

○横田ゆう委員 継続でお願いします。

○おぐら修平委員 採択でお願いします。

○野沢つや委員 継続でお願いします。

○白石正輝委員長 それでは、これより採決を行います。

本請願は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定をいたしました。

それでは次に、受理番号8 mRNAワクチン(レプリコンワクチンを含む)接種事業中止の意見書提出を求める陳情、受理番号9 薬害級の健康被害を出している新型コロナワクチンの副反応の適切な情報収集のため、副反応疑い報告制度の更なる周知を求める陳情、以上2件を一括議題といたします。

新規付託でございますので、執行機関の質問を求めます

○衛生部長 では衛生部の請願・陳情資料の7ページを御覧ください。

件名、mRNAワクチン(レプリコンワクチンを含む)接種事業中止の意見書提出を求める陳情です。

陳情の要旨は、今の件名と同じ内容になります。

mRNAワクチンとは、ウイルスのたんぱく質をつくるもとになる遺伝情報の一部を注射して免疫をつくる新しいタイプのワクチンで、コロナのワクチンに使われております。ワクチンの安全性については、国の方で薬事承認をしており、現在定期接種において使用できるワクチンとして定められております。

足立区における健康被害救済制度の申請状況ですけれども、進達件数58件のうち既に認定されているものが30件で、そのうち2件が当該予防接種が死因となった可能性が否定できないという理由により、死亡一時金が認定されている状況です。

区の方針といたしましては、新型コロナウイルスによる年間の死者数は、区の人口に割り返すと180人となり、97%が65歳以上の高齢者であるということから、このワクチンは重症化を予防するワクチンで大変重要だと考えております。

区としては、予防接種法に基づき、新型コロナワクチンを国の定期接種として引き続き実施していく考えでございます。

続きまして、説明資料の9ページを御覧ください

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

い。

件名、薬害級の健康被害を出している新型コロナワクチンの副反応の適切な情報収集のため、副反応疑い報告制度の更なる周知を求める陳情でございます。

陳情の要旨は、自治体の役割として、副反応疑い報告制度の円滑な運用に即し、新型コロナワクチンの副反応疑い報告制度の徹底した周知を求めるといった内容です。

副反応疑い報告制度といいますのは、医師は定期の予防接種を受けた者が一定の症状を呈していることを副反応が出ていることを知った際は、その旨を報告しなければならないというものになります。

10ページを御覧ください。

区の方針としましては、こうしたことを足立区医師会と月に1回程度実施しております新興・再興感染症委員会において引き続き情報提供していくとともに、区と医療機関の間で予防接種事業の委託契約を行う際には、契約仕様書の中に副反応の報告書について記載し、注意喚起をしているところです。

また、副反応疑い報告は、医師からだけでなく、被接種者や保護者からも報告が可能となっておりますので、この制度の周知のため、予診票に同封する案内文についてもこういった報告が可能であることを記載してまいります。

今後も国からの通知等があった場合は、適切に対応してまいります。

説明は以上でございます。

○白石正輝委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑ございますか。

○長井まさのり委員 受理番号8でございますけれども、Meiji Seika ファルマ社のレプリコンワクチンは、いつから接種が開始されたのか確認ですけれども伺います。

○保健予防課長 接種が始まったのは、令和6年の

10月からでございます。

○長井まさのり委員 これまで区内での実績はどうか、区内でこのワクチンを使用している医療機関についても伺います。

○保健予防課長 区内の医療機関の数でいくと17件でございます。接種の総回数は、令和7年ですけれども約1,000件でございました。

○長井まさのり委員 分かりました。

後発のワクチンでございますけれども、実績が少ない理由というのは何かあるのでしょうか。

○保健予防課長 2つあるのではないかとということに考えてます。1つはワクチンの供給量そのものが少ないということと、もう1つは後発のワクチンですので、先発のワクチンを使っている医療機関で置き換えるのはなかなか難しかったのではないかと考えております。

○長井まさのり委員 分かりました。

また、当区における健康被害救済制度で死亡一時金が認定されております。このワクチンは何人で、支援についても伺います。

○保健予防課長 お2人ですけれども、2人ともワクチンはファイザー製のものを使っておりました。1人は脳血管障害、もう1人の方は心筋梗塞で亡くなったというふうに考えられております。

○長井まさのり委員 分かりました。

その可能性が否定できないということでございますけれども、最後に確認ですけれども、厚労省とか医師会のmRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）の有効性、安全性の見解はどうか伺います。

○保健予防課長 厚生労働省の中にですけれども、予防接種ワクチンの分科会をつくりまして、その中で専門的知見に基づいて安全性を確認しているところでございます。その上で薬事承認されております。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

それでは、各会派の御意見を願います。

○岡田将和委員 両方とも継続をお願いします。

○長井まさのり委員 継続をお願いします。

○横田ゆう委員 継続をお願いします。

○おぐら修平委員 継続をお願いします。

○野沢てつや委員 継続をお願いします。

○白石正輝委員長 それでは、これより採決を行います。

本陳情は、引き続き継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

〔執行機関一部退席〕

○白石正輝委員長 続きまして、所管事務の調査を議題といたします。

まず、糖尿病対策に関する調査についてを議題といたします。

また、報告事項（１４）は本調査と関連しておりますので、併せて執行機関の説明を求めます。

○衛生部長 では、衛生部の報告資料の１０ページを御覧ください。

「足立区糖尿秒対策アクションプラン２」に基づく令和７年度事業実施結果（概要）及び令和８年度の主な取組についてでございます。

何点か御報告申し上げます。

まず、項目１番、これまでの糖尿病対策の全体的な成果といたしましては、開始当初に平成２４年５月は１人当たりの医療費が２３区で最も高かったところ、その対策を進めたことにより、令和３年及び令和４年の５月は高い方から７番目とな

っております。

また、同じページにございますが、合併症リスクが高まるヘモグロビンＡ１ｃ ７％以上の区民割合も抑制されております。

続いて１１ページを御覧ください。

項目の２番目、野菜を食べやすい環境づくりというところでは、野菜の摂取量は、現在、国は全体的に減少傾向の中、足立区はほぼ横ばいで、その結果、女性は国の値を上回りつつあります。

ベジタベライフの今後の主な取組については１２ページになりますが、ベジタベライフ協力店を更に増やしていくとともに、この中でターゲットを絞ったベジタベライフ協力店との連携の取組というのを進めてまいります。

例えば、今、若い男性の野菜摂取量が少ないので、食育月間の中で男性が好む麺とベジタベを合わせた「推し麺×ベジ」などのキャンペーンもやっておりますが、こうした対象に合わせた取組を今後進めてまいります。

続いて１３ページを御覧ください。

項目３、子ども・家庭の望ましい生活習慣の定着です。

こちらについては、チャレンジシートや、あとは朝食を食べる取組なども進めておりますが、１４ページにございます「むし歯がない子どもの割合」のところでは、こちらについては、グラフの上段は３歳児健診で、こちらは足立区と特別区との差は、今、１．１ポイント差となっておりますが、今度は小学校１年生になりますと５．７ポイント差が、このぐらい差が開いてまいります。

そこで対策として、１５ページ、（２）のイになりますけれども、２歳半のお子さんに早い時期に虫歯予防のフッ化物を塗布して、それによって小学校１年生の虫歯を更に防いでいこうと、この取組を今後始めてまいります。

今度１６ページになりますけれども、項目４、若年層や働き世代に向けた取組というところでは、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

元気な職場づくり応援事業（健康経営）を進めております。若い方にアプローチするために、職場で調理体験型健康づくり講座などを行いまして、若い方も職場の事業として一緒に入っていただきながら調理体験などを進めていく予定です。

そのほか、18ページを御覧ください。

糖尿病の重症化予防といたしましては、今、医師会・歯科医師会・薬剤師会といろいろな事業について検討して進めているところですが、20ページにございます（2）のウのところになります。今まで薬局で薬剤師会による糖尿病重症化予防フォロー事業として、指先で血糖値測定を行っておりました。これは6.5%の方を今まで医療機関につないでおりましたが、今回話合いの結果、6%の方からも医療機関につないでいく連携をしようということになりましたので、今後こちらについて取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○白石正輝委員長 何か質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

次に、公社等の決算に関する調査についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会で公社等の決算に関する調査につきましては、それぞれの所管の常任委員会で行うことに決定いたしました。

つきましては、社会福祉法人足立区社会福祉協議会の令和7年度決算について本委員会の調査項目とすることとし、調査を閉会中に実施したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、令和8年度の地方都市行政調査についてを単独議題といたします。

本委員会の所管事項につきましては、他都市の先進事例を調査する必要があるときには、地方

都市行政調査を行いたいと思います。

なお、さきの各種委員長会において、厚生委員会は10月28日から10月30日までの間とすることが示されております。

調査事項は、調査都市等を踏まえた上で今後日程を決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

調査事項、調査都市につきましては、何か御希望等がございましたら、7月31日まで文書をもって委員長まで提出していただきますようお願いいたします。

次に報告事項に移りますが、厚生委員会をもう2時間を過ぎましたので、ここでトイレ休憩を取

りたいというふうに思います。ただいまより厚生委員会を休憩いたします。4時5分頃再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後3時54分休憩

午後4時03分再開

○岡田将和副委員長 皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

白石委員長に代わりまして、私、岡田が委員長を務めます。よろしくお願いいたします。

それでは報告事項を議題といたします。

（1）から（4）まで、以上4件を福祉部長から、（5）から（8）及び（10）、（11）、以上6件を高齢者施策推進室長から、（12）、（13）、（15）、以上3件を衛生部長から、（16）、以上1件を足立保健所長から報告を願います。

○福祉部長 それでは厚生委員会報告資料の福祉部の2ページをお開き願います。

まず1件目ですが、令和7年度重層的支援体制整備事業の実績についてでございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

重層的支援体制整備事業は、こちら項番1に記載のとおり、包括的相談支援、参加支援、地域づくり、この3本柱で進めているものでございます。今回の報告の中では、包括的相談支援と地域づくり事業について主に報告させていただきます。

包括的相談支援は、いわゆる断らない相談窓口ということで、福祉まるごと相談課のところで実施しているものでございますが、項番3に記載のとおり、延べ相談件数は右肩上がりの状況でございます。令和7年度は9,656件の相談をお受けしたところでございます。

3ページの項番5でございますが、相談内容でございますが、健康や心について、家族関係等は増えているのですけれども、依然として多くの相談を占めているのは、仕事や就労のことや生活困窮についてというようなものが大多数を占めてございます。

また、まるごと相談から見えた成果と課題についてでございますが、昨年の4月から、すこやかプラザあだちにも窓口をつくって相談を幅広く受け入れているということが1つの成果ではあるのですけれども、課題として、潜在的なお困り事について福祉まるごと相談課のみでそのようなものを掘り下げていくというのはなかなか難しいというところが課題として挙げられます。そうした方に対しては、やはり地域づくり事業において課題が複雑化する前に相談をしていただけるようなルートを様々な構築していくことが必要なのではないかというふうに考えております。

4ページをお開き願います。

地域づくり事業でございますが、様々な「気づく・つなぐ・つくる」というところを3本柱にしております。項番8の(3)のようなことを具体的な事例として取り組んだところでございます。

こちらについては、5ページの(5)になりますが、昨年度から実施をしている様々な地域づくり事業として、社会福祉協議会の地域福祉コーデ

ィネーターが地域に入って様々な事業を展開しておりますが、そういった取り組んだものの周知や横展開を様々なやっていかなければならないということと、あと3番に記載がございます多様な連携とのネットワークづくり強化、このあたりを引き続きやっていきたいというふうに考えてるところでございます。

続いて6ページをお開き願います。

令和7年度ひきこもり支援事業の実績と実態調査の結果についてでございます。

重層的支援体制整備事業のもう1つの柱であるひきこもり支援事業でございます。

こちら、相談事業と居場所支援というのを2軸として展開しております。まず相談事業ですが、セーフティネットあだちで様々な相談をお受けしてございます。相談の件数は、項番1に記載のとおり、こちらも増加傾向にございますが、依然としてなかなかこちらに相談につながらない御本人、家族というのが多くいるだろうというふうに思っておりますので、広報ツールの多角化を図って、私どもの相談をいかに★★いただけるかということをもっとブラッシュアップ掛けていきたいというふうに思っております。

続いて8ページです。

居場所支援についてですが、こちら千住の学びピアに展開してございます。登録者数は、8ページ下段のグラフのとおり、こちらも増加傾向にございます。こちらについても引き続き取り組んでまいります。

9ページでございます。

ひきこもりについて、令和7年度に3つの調査を実施いたしました。

ひきこもりの方がどれぐらいいらっしゃるかという推計調査や、ひきこもり御本人、家族への調査、そして関連事業者、こちら介護事業者の方々に調査を行ったものでございます。

ページを進んでいただいて、11ページの(5)

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

を御覧ください。

ひきこもりの推計でございますが、こちら、結果として1万2,224人の方がひきこもりとして区内にいらっしゃるのではないかとというふうにする今回の推計数値を出させていただきました。この中には、自室からほとんど出られないという方から、趣味のときには外出ができるというような方まで様々レベル感はあるのですが、総計ではこのぐらいの人数がおられるのではないかと。

こちら前回平成30年度に同様の調査を行いました、そのときの約倍の数字になっているという状況でございます。

1ページお戻りいただきまして9ページの項番4の(3)でございます。

こちら調査を行って見えてきた課題としては、こちらの支援の情報、私どものやってるものの情報がなかなか御本人たちに届きにくいというようなことがございますので、私どもの福祉まるごと相談課の★★ということ以外でも関係するハローワーク等との連携を強化して、そういった関係先から私どもにつないでいただくというふうなルートを少しパイプを太くしていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、お進みいただいて18ページをお開き願います。

今年度新規に実施する手話の出前講座の御案内でございます。

こちら昨年デフリンピックが足立区内でも行われたということのレガシーづくりの一環として行わせていただくもので、聾の当事者の方から直接手話を学んでいくというような仕組みの事業でございます。

実施方法は項番4に記載のとおりの方でございます、お申込み時点で10人以上の受講が見込まれるという方の区民の方々に構成された団体の方に、聾当事者の方に行っていただいて事業をや

っていただくというふうなものでございます。こちら来月7月から実施をしていきたいというふうに考えております。

続いて19ページをお開き願います。

物価高騰支援を目的とした高齢者施設・障がい者(児)施設等への区の特別給付金でございます。

こちら昨日の本会議で第2回定例会の補正予算の中に★★いただいて可決をいただいたものですので、今後、支給をしていきたいというふうに思っております。

内容については、こちら算定スキームは従前と同様、直近までの消費者物価指数を見て、物価上昇分の2分の1相当を支援をしていくというふうなものでございまして、項番2に記載のとおり、介護、障がいを合わせて約1,500事業所、総支給額として2億1,100万円余を今回各事業者の方々にお渡ししていきたいというふうに考えているものでございます。

私からは以上でございます。

○高齢者施策推進室長 引き続き、21ページを御覧ください。

高齢者スマートフォン購入助成事業の開始についてです。

区といたしまして、東京アプリの活用を推進していくという方針をお示しいたしました。東京都の補助金を活用しまして、高齢者に対してスマートフォンの購入費の助成を開始するものになります。

事業概要は項番1のとおりですが、新たに初めてスマートフォンを持つ方、ガラケーから切り替える方、また、スマートフォンを持ちの方でも東京アプリが入れられるOSに対応していない方は、(1)のイに記載のOSのスマホを購入した方についても対象となります。

東京都指定の協力店で購入をしていただきますが、購入日に店舗スタッフの支援によって、区へ電子申請をすることが必要となります。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

申請期間、令和8年8月1日から令和9年3月10日までということです。

昨日、補正でお認めいただきましたので、本日ホームページで8月1日から実施をする旨の周知の内容をアップしております。あだち広報につきましては、7月25日号で掲載する予定になっております。

続きまして、22ページです。

「足立区特別養護老人ホーム特設ホームページ（仮称・足立区特養ガイド）の構築」のための簡易プロポーザルを行いましたので、事業者特定の御報告になります。

特定した相手方は項番3に記載のツアーオンライン株式会社になります。提案価格等は記載のとおりです。

こちらの事業所ですが、入所を検討している方、またその御家族が施設へ入所後の生活等がイメージできるような、そういったホームページの提案がございました。そういったところが高く評価されたところです。

令和9年4月1日、ホームページ運用開始に向けて準備を進めてまいります。

24ページ、25ページは結果になりますので、御覧いただければと思います。

続きまして、26ページです。

高齢者施設入所相談員を2名雇用したという御報告は、前回の委員会の中でさせていただいておりましたが、個別の相談をこの7月1日から電話予約にて開始します。その御報告になります。

主な相談内容は項番2に記載のとおり、全く初めて施設入所を考えている方、またその御家族、それから特養の申込みをどのようにしたらいいのか、そういった内容、また特養、現在も長期でお待ちいただいている長期待機者の方々がいらっしゃいますので、その方々には相談員からアプローチをしまして、現在のお体の状況ですとかをお伺いした上で、その方に合った施設を御案内できるよ

うなことも想定しております。1日、最大10名程度御相談に乗る予定でおります。

こちらでも本日、内容につきましてホームページでアップしておりまして、7月10日号のあだち広報で広く周知をしてまいります。

続きまして、28ページになります。

足立区地域包括支援センターの事業業務委託プロポーザルの実施についてということで、令和7年度から包括、年に3か所ずつプロポーザルを行っております。

今年度に関しましては、項番1に記載のとおり、基幹ホウカツ、ただし基幹の地域機能部分のプロポーザルになります。それと、ホウカツ梅田、ホウカツ鹿浜の3か所になります。

業務内容、業務委託期間、また委員構成等につきましては記載のとおりになります。

この7月13日から第1回の選定委員会を始め、12月には新たな事業者を決定する予定で進めてまいります。

飛びまして、31ページを御覧ください。

令和6年度に地域密着型サービスの公募を行いまして、東京都住宅供給公社の所有の土地、J K Kの創出用地のところで公募いたしました。そこで選定されました事業者、社会福祉法人奉優会からこの度事業の撤退の申出がありましたので、御報告となります。

経緯につきましては、項番1の（2）に記載がありますが、当初予定していたよりもかなり資金が高くなったということで今回計画を断念したというものになります。

地元の撤退についての説明会を先日6月12日に行いまして、項番4に記載のとおり、御意見があったところです。期待していたという御意見もいただいたところです。

こちらの土地ですが、32ページ、項番2に記載のとおり、今現在再公募する予定で、今、東京都と調整を行っております。また、再公募の予定

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

等決まりましたら御報告をさせていただきたいと考えております。

続きまして項番3です。

令和8年度地域密着型サービスの公募、こちらは民有地での公募になります。

(1)に記載のとおり、認知症対応型共同生活介護と看護小規模多機能型と1か所ずつを(2)のスケジュールのとおり公募をする予定であります。

続きまして、34ページです。

令和7年の10月から開始いたしましたケアプランデータ連携システム、その活用の促進事業の御報告になります。

国が推進しておりますオンライン上でケアプランをやり取りできるシステムになっておりまして、介護事業所の費用負担の軽減、それから職員の方の負担軽減が期待されているものになっております。

また、介護職員等の処遇改善加算ですとか、東京都の補助金の認定の条件にもこれを利用するというものになっておりますので、区としても推進しているところです。

導入の状況ですが、項番2に記載のとおり、令和7年度は目標を大きく上回った292件の事業所で導入いただきました。ということで、令和8年度、令和9年度につきましては目標値を10%ずつ上方修正をいたしまして、取組を進めてまいります。令和8年度、地域ごとに伴走支援を行うですとか、既に導入済みの事業所の効果や、また運用のいい部分をほかの事業所に好事例として発表していただくような研修会も実施して推進してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○衛生部長 では、衛生部の報告資料2ページを御覧ください。

件名、特定健康診査に関するアンケート調査結果についてです。

令和7年10月から12月にかけて、青色申告会会員、こちらは1,658名の方に協力をいただきまして、アンケートを実施いたしました。

その結果についてですが、以下4点を今後医師会と協議して対策を講じてまいります。

1点目は、多忙な個人事業主の受診を促す仕組みづくりとして、隙間時間でも受けられるように、予約不要ですとか、当日申込み可、そういった情報を可視化していくことを検討していきます。

2点目は、生活習慣病予防のための健診の周知です。定期的に通院しているため健診は不要と考えている方もいらっしゃると思いますが、体全体の隠れたリスクを発見し、予防するための健診ということ、今後、区のホームページや健診の案内で周知してまいります。

3ページになりますが、受診に対する心理的ハードルへの対策を講じたいと思います。健診は重要でないとか、悪い結果が出るのが怖いというお考えの方もいらっしゃると思いますので、生活習慣病の基礎知識や予防等について分かりやすくまとめた啓発物などを今後配付していくことを考えております。

4点目、再勧奨を効果的な時期に実施するというので、今回アンケートを取りましたら、受診しやすいのは9月から11月ということも分かりましたので、例年11月に実施しております再受診勧奨の時期を9月頃に前倒しすることを検討してまいります。

3ページ以降は、それらのアンケートの結果になりますので、お時間があるときに御覧ください。

続きまして、9ページを御覧ください。

「足立区第3期データヘルス計画」及び「第4期特定健康診査等実施計画」の中間評価についてでございます。

第3期データヘルス計画などにつきまして、今後中間評価を行っていきます。12月までに計画案を策定しまして、1月にパブリックコメントの

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

実施、3月には計画改定が決定できるよう進めてまいります。

今後、東京都や東京都国民健康保険団体連合会と連携を図りながら中間評価作業を進めるとともに、関係部署と共有してエビデンスに基づく地域の健康づくり活動を促進してまいります。

続きまして、21ページを御覧ください。

令和7年度足立区自殺者数の現状及び令和8年度自殺対策の主な取組方針についてです。

まず、令和7年の足立区の自殺者数は99名となりました。こちらは、自殺対策を始めた年から初めて2桁になったということと、平成10年は足立区の自殺者数は193名でしたけれども、そこから約半分ぐらい少なくなってきたというところ です。

ただし、今後も足立区の特徴である中高年の男性など引き続き対策を取ってまいります。その中でも今年度は主に子ども対策に重点的に取り組んでまいります。

こちらは、子どものころ・自殺対策協議会という法定の協議会をこれから要保護児童対策地域協議会と並べて設置しまして、この協議会を中心に子どもの自殺対策を進めてまいります。特に協議会の効果的な運営のために、NPO法人自殺対策支援センターライフリンクと連携しながら、子ども支援については、より重層的に進めていく予定です。

また、25ページになります。

RAMPS（ランプス）という子どものタブレットから★★チェックをしていって自殺のリスクを見る、そうしたスクリーニングなのですが、このITツールを足立区も導入しまして、まずはモデル的に中学校で1校、あとは高校生世代のための居場所で1か所、この2か所に導入してモデル的に進め、今後、こうしたリスクを可視化して予防につなげるための仕組みづくりを進めてまいります。

説明は以上でございます。

○足立保健所長 衛生部の報告資料36ページを開きください。

令和7年度「動物愛護相談支援窓口」の実績及び「足立区地域猫活動協力員」の登録・更新状況等について御報告いたします。

最初に項番1の表を御覧ください。

苦情受付相談件数は1,303件です。

次に、項番2の(1)の表を御覧ください。

飼い猫の譲渡実現数は95匹、割合にして55.6%です。また、飼い主のいない猫の譲渡実現数は159匹中113匹、割合にして71.1%です。

次に項番2の(2)を御覧ください。

飼い主がいない猫の不妊去勢手術件数は655件と、前年度に比べ193件の大幅増です。

次に項番3を御覧ください。

地域猫活動協力員数は189名と、前年度に比べ69名の増となっております。

最後に、令和8年度の主な取組ですが、項番4に記載のとおり、昨年度に引き続き、一般区民向けの飼い主がいない猫不妊去勢手術助成額の上限を雄は2万円、雌は3万円としております。

また、広報やホームページ、地域猫活動イベントなどを通して、適正飼養や人と動物の共生などについて普及啓発を進めてまいります。

以上となります。

○岡田将和副委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑ございますか。

○長井まさり委員 私から、まず衛生部の自殺対策について伺います。

今、全国で令和7年、小・中・高生の自殺者数は538人で過去最多というふうになっております。当区においても区全体の自殺者数は減少しているものの、10代では令和6年8名、過去最高、また令和7年も8名と高い状況が続いていると。今まではどういう状況であったのか、また、過去

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

最高となった分析はどうか伺います。

○こころとからだの健康づくり課長 子どもの自殺者数のところでございますけれども、今、長井委員おっしゃっていただきましたとおり、令和7年は暫定値ですが令和6年、令和7年と8人というところで過去最多となっております。

内訳を見ますと、令和7年で申し上げますと15歳から19歳のところが8人と、そこで全員を占めておりまして、令和6年につきましても10歳から14歳が2人、15歳から19歳が6人と、15歳から19歳が多いという状況でございます。これまでは、多くても5人というようなところでございました。

状況なのですけれども、区でつかんでいる情報としましては、全国の小・中・高生の自殺者数が多くなっていますけれども、東京の女子高生によるオーバードーズが自殺者数を押し上げていっているといったような情報も得ますし、また全国で令和元年と令和2年に自殺者数が急増しているのですが、そこで男子高校生や女子高校生、病気の悩み、鬱病といったようなところで自殺者数が増えているといったような現状分析しております。

○長井まさのり委員 分かりました。

15歳から19歳の世代が、今、多いということでもありますけれども、今、オーバードーズということがございました。病気であったりとか、また鬱であったりとか、SNSであったりとか様々な要因がございますので、早期のリスク発見が非常に重要であると思いますけれども、そこで、SOSの出し方教育、小・中でもやってきて、高校でございまして、令和6年度1校、令和7年度3校ということで、たしか区内の高校は11校であったかなと思いますけれども、確認ですけれどもいかがですか。

○こころとからだの健康づくり課長 都立9校、私立2校の合計11校に声掛けしておりまして、御依頼いただいたところに区の保健師を派遣して実

施しているものでございます。実施校数は、今、おっしゃっていただいたとおりでございます。

○長井まさのり委員 分かりました。

令和8年度は何校で区の保健師を派遣して実施をしていくのか、また、全学年でやっていくものなのか、それともまた、これは毎年やっぱり実施していくべきだと思いますけれども、その点についても伺います。

○こころとからだの健康づくり課長 令和8年度につきましては、資料にも書かせていただいたのですが5校を目標に実施していきたいと思っております。

実施してる学年なのですけれども、学校のオーダーによるのですけれども、例えば1年生だけ実施している学校もあれば、1年生から3年生まとめて体育館等で実施しているようなケースもございます。

毎年実施した方がいいのではないかという御意見ですが、区の保健師を派遣しまして最新の自殺状況を踏まえた上でお話しさせていただくのは非常に重要と思っております、実施してよかったと思っていただいた学校なんかは、実際に令和5年から令和7年まで3年連続でやっていただいたりしますので、今後もアプローチを続けまして、是非毎年やれるところはやっていきたいと考えております。

○長井まさのり委員 分かりました。是非よろしく願いいたします。

また、あと児童・生徒のタブレット端末にSOSフィルターを導入ということでございます。死にたい等の用語を検索したときにポップアップ表示が出るということで、今、技術革新が進んでいて、誰が検索したか特定できるようになってきているという情報も聞いていますけれども、それについてはいかがですか。

○こころとからだの健康づくり課長 こちらのSOSフィルターの機能なのですけれども、死にたい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

と検索したときに5, 000語ぐらい登録されてまして、児童・生徒のタブレットにポップアップで相談窓口と表示されるものでございます。

当初は相談カードのタブレット版といいますか、特に監視等、追跡等は目的としておりませんでしたが、事業者の方でそういった技術も進んできるといったような情報もありますので、今後は慎重な運用は必要だと思いますけれども、リスクの早期発見にもつながると思いますので、検討は進めていきたいと思っております。

○長井まさのり委員 分かりました。

慎重に検討していただきながら、例えば検知した後もそのアプローチというのも非常に重要になってくると思いますので、重ねてよろしく願いいたします。

あと、子どものころ・自殺対策協議会の設置ということで、これはこの発表したときは23区で唯一と聞いておりますけれども、要保護児童対策地域協議会と兼ねる形で開始ということで、要保護児童対策地域協議会に新たに加わる方というのはいらっしゃるのか、どういった構成なのか伺います。

○こころとからだの健康づくり課長 今回、子どもの自殺対策を進めるに当たりまして、虐待を扱っている要保護児童対策地域協議会とメンバーに親和性があるというところで、兼ねて設置することとしております。

要保護児童対策地域協議会のもともとのメンバーに加えまして、例えば児童精神科医の先生ですとか、区内の精神科医療機関ですとか、あと今回事業を委託しますライフリンクなども加えまして協議会を進めてまいりたいと考えております。

○長井まさのり委員 分かりました。

極めて内容の重要な個人情報の共有というのがあるかと思います。また、関係機関との連携が出てくると思いますけれども、そうしたことの正当性ということについてはいかがですか。

○こころとからだの健康づくり課長 長井委員、今、おっしゃいましたとおり、極めて重要な個人情報を★★いくことになってますが、今回法定協議会ということで自殺対策基本法で守秘義務も設けられておりまして、罰則規定もございます。

また、構成員である者は、学校等含めまして、要請に応じて情報を提供する責務もあります。ライフリンクに委託するに当たりまして、区の個人情報保護評価委員会にも当然諮っているところでございますので、そういった法的根拠をもって個人情報の共有ですとか、機関同士の連携についての正当性が担保されておりますので、積極的に情報共有しまして効果的な支援につなげてまいりたいと考えております。

○長井まさのり委員 分かりました。

また、RAMPS（ランプス）のモデル的導入実施ということで区内2か所で実施と、中学校1校、記載のとおりでございますけれども、これは全生徒に対象でいくのか、どのように活用していくのか伺います。

○こころとからだの健康づくり課長 RAMPS（ランプス）のモデル実施でございますけれども、中学校1校ということで、幾つか実施のモードがありまして健康診断時とかに全校生徒に一斉とかもあるのですが、事前に都立高校で実施している学校とか視察した結果を踏まえまして、保健室に来室した生徒を対象にまずは行っていく、保健室実施モードというのですけれども、そちらの方で運用を始めたいと考えております。

○長井まさのり委員 分かりました。

また、あと高校生世代のための居場所カタリバで1か所やるということでございますけれども、しっかりこの2校のモデル実施を検証して、成果があれば段階を踏んで全校展開していったきたいなと思いますけれども、いかがですか。

○こころとからだの健康づくり課長 今、おっしゃっていただきましたとおり、このツールをうまく

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

運用できれば、今まで見えなかった自殺リスクが発見できる有効なツールだと思っております。いきなり全校展開というのは難しいかもしれませんが、きちんと効果検証しまして、段階的に実施する中学校を広げていければなというふうに考えております。

○長井まさのり委員 分かりました。

自殺者数は先ほど報告がありましたけれども、中には自殺未遂で終わっている方もいらっしゃると思います。そうしたことをしっかり把握しているのか、また自殺未遂の場合は継続的な見守りとかしっかり支援が非常に重要になってくると思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○こころとからだの健康づくり課長 これまでも学校で自殺未遂等あれば、教育委員会教育指導課を通じて衛生部にも情報共有されましてカンファレンスを実施してきたところでございます。正確な数というところとあれなのですけれども、一般的に国の報告書等と言われているのは、自殺未遂者というのは自殺者数の少なく見積もっても10倍はいるというふうにも言われております。これまでもカンファレンスを行いまして支援はしてきたのですが、継続性というところでは少し足りなかった部分もあるかなとは思っておりますので、今度法定協議会ができますので、しっかりとしたライフリンクに委託した寄り添い支援はじめ、見守りも含めまして、きちんとした継続した支援につなげていきたいと思っております。

○長井まさのり委員 分かりました。

リスクが高い子どもたちをどのぐらい支援につなげられていけるのが非常に重要になってくるかと思っておりますので、今後も重点的にしっかり取り組んでいっていただきたいと要望いたします。

あともう1点は、重層的支援体制の充実でございますけれども、本当に福祉まるごとでの相談事が非常に増えてきているだろうなと思います。生活面であったり、障がいであったり、教育の面で

あったり、精神面であったり、複雑に内容が絡み合っているケースもあるなということを感じています。

私も福祉まるごと何名かつなげたことがあって、担当した職員の方が本当に丁寧に優しく話を聞いてくれて、非常にすっきりしたり、安心したり、物事を一つ一つ整理することができたという、そうしたお声も聞いていますけれども、現在の状況についてはいかがですか。

○福祉まるごと相談課長 現在の相談受付件数につきましては、9,656件ということで増加をしております。こちらにつきましては、福祉まるごと相談課、昨年度すこやかプラザあだちを整備拠点に設置をいたしまして、2拠点体制となりました。相談窓口の拡充により、区民の方々から利便性が上がったということで、また、積極的に訪問支援を行うことによりまして相談件数が大幅な増加になっているというふうに感じております。

○長井まさのり委員 分かりました。

そうですね、2拠点体制になったということで、たしか役所では第4日曜日であったり、すこやかプラザあだちでは第2土曜日も相談を受けてると思いますけれども、それぞれ日曜日、土曜日の相談件数というのはどのぐらいあるのですか。

○福祉まるごと相談課長 土曜日、日曜日の相談件数ですけれども、毎月第2土曜日と第2日曜日に開催しておりまして、年間で合計約300件となっております。

○長井まさのり委員 分かりました。

平日も含めますとかなりの相談件数でありますけれども、現在の福祉まるごとの職員体制であったり、職員は今現在足りているのかどうか伺います。

○福祉まるごと相談課長 職員の体制ですけれども、現在24名の体制になっております。区役所の別館につきましては15名、すこやかプラザあだちにつきましては9名、そのうち会計年度職員は1

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

3名となっております。

今年度、職員につきましては2名増加となりました。それによりまして、現状、窓口でお客様を待たせるということは発生しておりません。特に別館につきましては、区役所の相談からつながるという件数がありますが、そちらの方も対応できているという状況になっております。

○長井まさのり委員 分かりました。

また、アウトリーチでありますけれども、なかなか来所することが難しい方であったり、訪問して相談に乗るということで、これはあらかじめ予約して訪問して行くのか、また何名体制で、例えば夜間についてはいかがでしょうか。

○福祉まると相談課長 アウトリーチにつきましてはですが、アウトリーチは予約制ではありません。なので、体制を整えればもうその場でも訪問しております。基本的には緊急性や相談内容に對しまして柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

また、夜間につきましても、基本的には原則としては相談受付時間内での対応とさせていただいております。

福祉まると相談課では、毎週火曜日、金曜日は夜7時まで窓口を開設しております。また、休日開庁の窓口も設けておりますので、まずはそちらでの御相談を御案内しております。

ただし、特別な事情、そちらがある場合につきましては、状況に応じまして個別に対応を検討させていただいております。

○長井まさのり委員 分かりました。

ここにも今後の取組ということで課題が複合、複雑化する前に相談につながるルートを増やしていくとありますけれども、このルートを増やしていくとは具体的にどういうことなのか伺います。

○福祉まると相談課長 相談ルートを増やしていくという取組につきましては、区役所の庁内の連携の向上と地域における早期の発見機能の強化を

考えております。

まず、庁内の連携の向上ですけれども、こちらにつきましては研修や説明会、こちらを継続してまいります。区役所内における他部署での連携を更に強化したいというふうに考えております。窓口等で生活上の困り事を抱えている方を把握したときには、速やかにまるごと相談の方につないでいただけるように、当課の更なる周知と認知度の向上を努めてまいります。

それとともに、地域づくり事業の推進によりまして、地域の住民や関係機関からの顔の見える関係を深めてまいります。例えば、地域の中で最近姿を見ないねとか、元気がないねといった方々が、そういった日常のちょっとした変化から相談に続くような、そんな取組をしていきたいというふうに考えております。

○長井まさのり委員 分かりました。

また、これから地域づくりということで、地域福祉コーディネーターの役割も非常に重要になってくるかと思うので、相談事が深刻になる前にしっかり支援機関につながるようによろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、高齢者の施設入所相談員による個別相談予約ということで、区内の特養入所申込み者数は令和8年4月25日現在1,536名ということで、この3年間の推移というかどうか教えていただければと思います。

○高齢者施策推進室長 入所の申込みというのは、増えてはおります。ただ、これまでもこの相談員はおりませんでしたが、当課の職員が御相談には応じて、今すぐ必要ないということであれば必要などきに御案内ですとか、特養以外のその方のお体の状況によって適切な施設というのは御案内はしてきたところです。

様々取組をしてきて、今、あと入所の審査、特養を申し込んで審査をこれまで年に5回だったのを毎月実施することになりましたので、申込みす

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

る方も待ち時間が少しですけれども短くなったところでは、待機者数が1,500人ぐらいまで落ち着いてきたというふうに捉えております。

○長井まさのり委員 分かりました。

この待機が長期化している方ということで、長期の内訳はどういう状況で、またその長期の要因についてはどうなのか、また長期の方で最長の期間待たれてる方はどのぐらい、何年ぐらい、何人ぐらいいるのか、もし分かれば教えてください。

○高齢者施策推進室長 令和5年よりも以前に申し込んだ方で、まだ待っている方ということで、長期扱いにして確認しております。すみません、今、数字がすぐ出てきてはいないところですが、待っている間にお体の状況がその施設で対応できる医療的ケアのレベルから進んでしまっている方ですとか、そもそもその施設で対応できる医療的ケアの内容ではない方がお待ちいただいているというような状況がアンケート等で分かってきましたので、そこについては個別にアプローチをすると、アプローチする前にこれまでもお手紙等を出したりして御案内はしたりしていたところ

です。

○長井まさのり委員 分かりました。

また、これから相談予約、事前予約ということでスタートいたしますけれども、例えば聴覚障がいのある方であったりとか、視覚障がいのある方であったりとか、その周知とか対応についてはやっぱり丁寧にしていただきたいなと思います。

当然地域包括であったりとか、ケアマネさんを通じての周知になるかと思いますが、そうした点については確認ですけれどもいかがですか。

○高齢者施策推進室長 長井委員から御発言がありましたとおり、丁寧な対応をしてまいりたいと思います。また、ケアマネさんたちにもしっかりと伝えてまいります。

○長井まさのり委員 待機の皆様のそれぞれの状況や意向を踏まえて、適切な施設等をしっかり寄り

添って、伴走型の支援をこれからもよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○石毛かずあき委員 私からは、手話出前事業についてと、あと高齢者のスマホ購入助成について、この2点だけ絞ってお聞きさせていただきたいと思います。

様々な取組に対して御教示いただきましたが御容赦いただいて、この2点で説明させていただきます。

まず手話の出前講座についてなのですが、こちらの資料の中身では、理解促進を図るとか、また、共に安心して生活し続けられる地域社会の実現とあります。

そこでお伺いするのですが、この事業の成果についてはどのように★★いくのか、お聞きいたします。

○障がい福祉課長 本事業の成果ですが、まず、まだ想定ではありますが、実施回数を指標にさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○石毛かずあき委員 ありがとうございます。

そうですね。例えば年間の実施回数とか、あと区民の皆様への理解向上の度合いとか、また具体的な目標を定めてやっていただけたと思うのですが、対象者に対する情報の届け方については、この資料でも周知はホームページやSNS、広報紙で行うというふうにありますけれども、本当に必要な層、又は地域、又は事業者にとどのよう

に届いていくのかというのが分かりにくいところがあって、その周知方法について実際受講してほしいそうした団体や事業者にとどのように足立区の方からアプローチをしていくのか、何か具体的なものがあれば教えてください。

○障がい福祉課長 まず資料にも少し記載をさせていただきましたが、地域学習センター長会であるとか、また学校長会、こういったところにもアプ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ローチは考えております。

ただ、今、手話講習会等事業の実績のある事業者と調整をしているところなのですが、年間に受け切れる回数というのがやはり上限が決まっているというところもございまして、そういった申込み状況を見ながら、直接的なアプローチが必要であればそういったことも積極的に御案内は進めていくことを考えているところでございます。

○石毛かずあき委員 そのような理由から、多分この利用促進の仕組みの中で10人以上の申込みという、少しハードルが高く設定されてるのだなというふうにも理解をします。

できれば、小規模事業者だったり、地域団体もなかなか10名というのは難しいところがあるとは思いますが、ある程度の皆様がこれを利用したいなというような、そうした条件に工夫をしていただければ、また緩和していただければいいと思うのですが、今後その辺は検討の余地というのがありますか。

○障がい福祉課長 少し先ほどお話ししたのですが、どうしても回数に制限があるというところがございまして、その中でも多くの方に手話を知るきっかけとしていただきたいということで、今回10名の要件を設けさせていただいたところでございます。今後の申込み状況、こういったところも鑑みながら、要件の緩和が必要かどうかというのは検討してまいりたいと考えているところでございます。

○福祉部長 若干補足させていただきます。

今、障がい福祉課長が申したとおり、どうしてもキャパの問題はあるので一足飛びにバツと広げるというのは難しいと思うのですが、やる以上は効果を出していきたい。指標も定め切れてないのですが、最終的には習った方が例えば手話ボランティアに積極的に参加していただけたらとか、そういうふうには展開していければいいなというような青写真はございますので、そうい

ったところに御興味があるというような方の情報がありましたら、私どもからこういう講座がありますよというのは個別な御案内とかというのが可能性としてはあるかと思っておりますので、ニーズは丁寧、どういう窓口があるかあれなのですけれども、丁寧に拾っていききたいというふうに思っています。

○石毛かずあき委員 どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどからキャパの問題当然ありますし、人材確保と言ってもなかなか難しいと思うのですが、今後の展開を踏まえて、区としてそうした手話を教えられる、説明ができる、そうした人材についての育成まで言っていけば分かりませんけれども、その辺の取組をお願いしたいと、これは要望で結構ですので、何かありますか。

○福祉部長 もちろんこの講座だけで手話ができる人材を増やしていくということではなくて、従前から手話の講座は別途でやらせていただいています。そういったところも組み合わせて、少しでも手話ができるような方を増やしていくという取組は地道に続けていきたいというふうに思っております。

○石毛かずあき委員 どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、高齢者のスマホの購入助成に移らせていただきますが、本資料では、介護人材の確保・定着に向けた各種事業において助成人数の増加、又はマッチングの機会の拡充、一定の成果が示されていまして、足立区の積極的な取組というのを大変評価されるものだなというふうに思っています。

新たに開始されるスマホの購入助成事業についてですけれども、高齢者の皆様へのデジタル活用を促す、促進していった行政手続の利便性の向上とか、当然効率対策にもつながるでしょうし、また更には介護や見守りサービス、そうしたものの

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

連携の強化にもつながっていくと思うのです。そういう意味で大変重要な施策だと思いますので、大変大きな期待をしているところなのですが、一方で幾つか確認させてもらいたいのですが、まず購入支援にどうしてもとどまりそうな雰囲気を感じてしまうのですけれども、実際に使いこなせるようになるについて、何かそうした体制についてスマホの購入した後、その操作の不安とか、高齢者の方々が大変多くいらっしゃると思いますので、講習会をやったり継続的なフォロー体制を組めればなというふうに思うのですけれども、その点いかがですか。

○ICT戦略推進担当課長 石毛委員おっしゃっており、スマホ、デジタルデバイドの対策なのですが、持つようになって完了するものだとはい考えておりません。やはりできるだけ操作の支援というのも必要だとは考えています。特にそういうニーズが多いというのが高齢者だとは思っておりまして、なので、ただスマホ教室1か所でするみたいな話になってしまいますと、どうしても移動の制約とかもあるのかなと思いますので、いろいろな場所にいろいろなチャンネルをつくるのが重要だと考えています。なので、今年度で言いますと、東京都の事業を活用したスマホ事業を複数か所で展開したりですとか、今年度の10月からPay Payの商品券事業のサポート窓口、あちらでも一緒に東京アプリのサポートの方もできないかとか、そのあたりも調整しておりますので、できるだけいろいろなタイミングで、いろいろな方にスマホの操作の支援が届けられるような、こちらの体制を考えていきたいと考えております。

○石毛かずあき委員 どうぞよろしくお願いいたします。

2点目なのですが、支援対象者の把握とか周知方法について若干お聞きしますが、必要な方に情報、アクセスしづらいそうした現状がありますので、どのようにそうした対象者への

情報のお届けとか利用につなげていくのか、何か具体的な取組があったら教えていただけますか。

○高齢者施策推進室長 まずは購入時点では、そういったフォロー体制があるというチラシをショップから配っていただくようなことは考えております。

購入のときにも、スマホ教室というか研修みたいなのはやるのが条件にはなっているのですが、購入されたスマホの基本的操作、電話、メール、それぐらいだということなのです。それと条件の東京アプリ、あと東京LINE、あと足立区から指定します災害アプリ、そのインストールの方法、それだけで購入から研修までで3時間ぐらい掛かってしまうというのを聞いておりますので、その後の操作でつまづいたときは、今、ICTの課長が話したようなフォロー体制があるということをご案内してお伝えしていただくような形を考えております。

○石毛かずあき委員 ありがとうございます。

最後ですが、この事業の効果の検証についてなのですが、今回の助成が高齢者の皆様への生活の質の向上にとにかくつながっていかねばならないというか、つながってほしいのです。また、その見守り体制の強化も含めて、どの程度この事業が寄与できたのか、効果があったのか、どのような手法を設定して今後の改善につなげていくのか、何か今後の御見解がありましたら、これからのことなのでなかなかやってみなければ分からないところがありますけれども、何か描いてるものがあつたら教えてください。

○高齢者施策推進室長 例えば、今、実際できるかどうかというところはございますけれども、購入された方が例えば脳活を使っているとかというのも、もしかしたら分かるかなというふうに思いますので、そういったことも調べられれば分析をしていって、その方がスマホでいろいろな取組をされているというのが分かるような何か考えていき

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

たいというふうに思います。

○福祉部長 これも本当にまだ思い付きレベルでございすけれども、やはり本当に様々な事業の申請をいただく場面がございす。オンラインで申請するというような場面で、高齢者の方がどれだけオンラインで申請していただけたかというのは1つのポイントなのかなと思います。

例の1万円の給付金、オンラインで申請してくれた方が非常に多いのですが、実は70歳以上になると一気に実はパーセンテージは下がってたのです。そういった方々が今後、給付金ではなくても申請でオンラインで活用する、スマホを活用するということが分かれば、それは1つの成果になっていくのかなというふうには考えています。そういったところを拾っていくことは必要だと思ひます。

○石毛かずあき委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○横田ゆう委員 続いて3点ほど質問しますけれども、今のスマホ購入補助のことについて質問します。

私の知り合ひの方で、3月末でガラケーが使えなくなるというふうに聞いていて、もう既にお買い換えてしまった人がいます。これは8月から受付というふうになってますけれども、4月に遡って、例えば条件があつて、スマホ教室ですとか東京アプリ、防災アプリ、都の公式LINEということに登録した人ということで対象になってますけれども、やっぱり遡って受け付けていただくということをしていただきたいと思ひますが、それは考えられるでしょうか。

○高齢者施策推進室長 この事業は東京都でがっちりとスキームを固められておりまして、購入するお店も指定店ということで、東京都の方から指定されたお店、そこでしか取り扱えないというようなものになります。

ですので、先日、補正の審議のときにも御答弁

差し上げましたが、今回実施する8月までの間にもし買われてしまった方がいたとしましたら本当に大変申し訳ないところではありますが、遡っての助成ということはできないような状況になります。

昨日補正でお認めいただきましたので、今日ホームページで8月1日からスマートフォンの購入助成開始ということでアップいたしました。その中には、8月1日以降に指定店で購入されたというところと、7月31日以前に購入した場合は対象にならないというところは強調して書かせていただいております。

○横田ゆう委員 本当に残念で、もう少し早くやっていたければよかったかなというふうに思ひて、今度、区のお便りですとか、ホームページはなかなか見ない方もいらっしゃるのて周知に努めていただきたいというふうに思ひます。

それから重層的支援事業の地域づくりのところなのですが、我が党がずっと求めてきたシニアふれあい食堂が実現しましたけれども、食を通じて孤立防止、フレイル予防をしていくというこういう触れ合ひ事業ですので、地域づくりの中で位置付けて、こちらとも連携を取っていただひて対応していただきたいと思ひますが、どうでしょうか。

○社会福祉協議会事務局長 私ども地域づくり事業の中でつながりリストというものを作つていまして、この事業に賛同していただひて協力するよと言つていただいたグループですとか個人の方204組と、今、既につながつております。御協力いただける方はどんどん仲間に入つていただければと思ひておりますので、その方向で進めてまいります。

○横田ゆう委員 是非よろしくお願ひいたします。

それから、高齢者の施設入所相談員による個別相談予約開始ということで、これは御本人や家族が施設というものを考え始めたときに、本当に個々の施設に問合せをしたり、探したりとか、か

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

なり悩んで疲れることだったわけです。民間でも相談所窓口などやっていますけれども、どちらかというと民間に誘導するような傾向があって心配な面もあったわけです。

区が行うということでは、やはり担当する方が専門的な知識を持った方が担当していただきたいと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○高齢者施策推進室長 この相談員2名はケアマネの資格がある方で、もう1名は看護師の経験がある方ということで、お2人とも高齢者の相談事業等については過去のそういった経験がございますので、横田委員のお話いただいたようにしっかりと寄り添った対応ができるかと思います。

それで少し民間の相談所もあるということでお話しありましたが、民間から提示されたその施設で本当にいいのかどうか、病院でいうセカンドオピニオン的なそういった役割も担えるかというふうに考えております。

○横田ゆう委員 分かりました。よろしく願います。

そして、これは相談の基本が特養ホーム等とありますけれども、区内にはケアハウスなども、グループホームとかいろいろあると思います。それで先月、UR住宅にお住まいの80代の方で、騒音がひどくて眠れなくなり、自分で探し回ってようやくケアハウス六月を見付け出して入居することになった方がいらっしゃいますけれども、こういう方も相談に行けば事業者間の調整ですとか、それから情報提供の支援をしていただくということでもよろしいのでしょうか。

○高齢者施策推進室長 特養に限らず、高齢者の施設に関する一般的な御相談であればお受けいたします。

○横田ゆう委員 施設選びには大変苦労されている方が多いので、是非寄り添った対応をお願いしたいと思います。要望です。

○おぐら修平委員 私からは重層的支援についてで

す。

地域福祉コーディネーター、この役割が非常に肝になってくると思うのですが、今現在何名いて、これは社協の職員でいいということでしょうか。

○社会福祉協議会事務局長 地域福祉コーディネーター、今、2名で対応してございます。社協のプロパーの職員です。

○おぐら修平委員 足立は人口70万人、非常に広いところなので、やっぱり2名をもちろん今後増やしていく予定であると思うのですが、地域福祉コーディネーターの増員計画というのですか、そこはどんな計画、段取りをイメージされますでしょうか。

○社会福祉協議会事務局長 これは区の方との御相談になりますけれども、最終的には区内を5つのエリアに分けて、それぞれのエリアを2名の地域福祉コーディネーターで対応するといったようなところを1つのゴールに置いています。したがって地域福祉コーディネーターは10名、それを統括する職員が1名ないし2名、十一、二名体制いうところでございます。

昨年度の成果、あるいは今年度の取組状況を区の方にも御評価いただきながら、一気にドンというわけにはいかないので、ステップを踏んで増やしていくというような過程になるかというふうに考えております。

○おぐら修平委員 これは以前、少し前に大阪府豊中市のコミュニティソーシャルワーカー、非常に注目されてテレビでも報道されたりとか、私も2度ほど視察も行きましたけれども、正にああいう平たく言えば何でも屋さんというか、困り事全部何でもまるっといろいろなところをつないでやるというイメージなのかなと、それというのはすごい対人能力、高度なコミュニケーションを求められるのと、属人的なスキルと言えちゃちょっと何か語弊がありますけれども、非常に難しい。一方で

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ここがやっぱり肝になってくるというところで、
そういう人材をどうやって育成していくのか、こ
こについてはどう考えてらっしゃいますか。

○社会福祉協議会事務局長 今、地域福祉コーディネーターを務めてもらってる2名の職員、非常にコミュニケーション能力が高くて、この仕事には向いている職員だというふうに考えております。

誰がやってもいいというものではございませんので、今のふだんの仕事ぶりを見ながら適性を見極めていくといったようなところは必要になってくるかと思えますけれども、区の方から、今、地域包括の仕事をいただいたりとか、いろいろな場面で区民の皆さんと対応するような場面もございますので、そうした中で職員を育成したり、適性を見極めたりといったようなことで考えていきたいというふうに思います。

○おぐら修平委員 これは是非誰もが同じようなスキルレベルになるような、そういう人材育成研修プログラム、またその横展開というのですか、そういったことを、なかなか難しいのは百も承知ですけれども、是非取り組んでいただければということで、これは要望でよろしく願いいたします。この程度で。

続いて、ひきこもり支援です。これも過去の厚生委員会とかいろいろな場面でも取り上げてきましたけれども、調査でかれこれもう20年近く、東京都が始まって、足立区でも区で独自にやったりとかしてる、やる度にどんどんひきこもりの定義が若干違ったりとかするのですけれども、非常に人数増えてる。

で、相談件数も増えてはいるのですけれども、一方で実際には推定、外にコンビニに行くぐらいのところもひきこもりと定義にすると1万2,000人を超える方がいらっしゃる。こういう方にどうやってこの情報を届けて、こういう相談窓口にはいち早い段階でつなげればいいのかなどということが本当に難しい課題だと思いますし、今、親の

会もできましたし、私も以前こういう委員会の場で、保護者を開くという支援団体の方が言い方をされていて、ああ、なるほどなど、ひきこもりについては基本親と同居してる方が圧倒的多数なので、親にひきこもりのことについても理解してもらう、啓発してもらう、そういうことも大事だということをおっしゃってまして、今、足立区でも保護者向けセミナーなんかも開催したりとかやってますけれども、実際相談件数が増えてる一方で、やっぱり現実的にはまだまだ非常に厳しい1万2,000人に対して700件の相談というギャップ、ここをどういうふうにして周知、いち早い相談につなげていくか。包括の例も、今、出ましたし、そういったパターンからも横展開のつながりもそうなのですけれども、ここを何とか1人でも多く、また、究極の理想は1万2,000人の方全てに

いろいろな支援の手が届くような仕組みづくりを是非何とかと思うのですが、いかがでしょうか。

○福祉まるごと相談課長 ひきこもりの情報を伝えるというところでは、御本人に伝えるというところもそうなのですけれども、やはり家族の方に伝えていくということも大事だというふうに考えております。今年度につきましては、複数の取組を行っていききたいと考えております。

1点目が、カード型のチラシを作成したいと思ってます。新たに周囲の目を気にせず持ち帰れるようなカード型のチラシを作成し、その配置場所についても考えていきたいというふうに思います。

2点目は、地域包括支援センターや介護事業者との連携になります。自宅訪問を行う際に、ひきこもりの状態の御家族を発見する、把握するというケースがあるということが分かりました。こちら専門の支援機関につながるように関係事業所向けの研修、説明会を開催していきます。

第3に、ハローワークや福祉事務所との連携強化になります。こちらについては、相談に訪れた方、ハローワーク等を訪れた方で気になる方がい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

た場合には、支援機関の紹介、御案内をしていた
だきたいというふうに考えております。

これら複数の取組で、なるべく1人でも多くの
方が支援につながるような形にしていきたいとい
うふうに思います。

○福祉部長 若干だけ補足させてください。

最後のハローワーク、福祉事務所のところなの
ですけれども、この調査の中で私どもの方には、
福祉まるごと相談には直接的にあまり来ない、あ
まり知らないということがあるのですけれども、
やっぱりどこかに相談は行ってるのか、仕事を探
したいと思ってる方は一定数いらっしゃるって、ハ
ローワークは行ってますという★★割かしオープ
ンに出てるのですよね。

なのでそこには行けるということであれば、そ
こから私どもにつながっていくというルートは大
事だと思っているので、先日もハローワークの方
にも今回の実態の結果の概要をお話させていただ
いて、こういう結果が出ていますので、私ども
の方に気になる方がいればどんどんつないでくだ
さいということは、この間お伝えさせていただいた
ところでございます。

○おぐら修平委員 是非よろしくをお願いします。

福祉まるごと相談課が警察署の方にもそういう
カードを置いてもらうだとか、そういう横展開の
取組をやりましたし、正にそういう取組、重要だ
と思います。

あと報告書の中にもありますけれども、コンビ
ニにそういうカードとかポスター啓発みたいなこ
とを何かできないかなというところと、あと、今
はもう更にネットからAIの時代になって大体み
んな、前はグーグルで大体Xで探すのかなと思っ
たら、今はもうAIで何か分からないこと、困り
事を調べるといふ時代になってるので、AIでそ
こでピッと引っ掛かってくるようにという仕組み
と、あとアナログではコンビニ、そこにカード、
ポスターを置いてもらう取組、これはまた時代の

変化に合わせた対応の2つ、アナログとデジタル
の両方の取組かなと思うのですけれども、その2
点についていかがですか。

○福祉まるごと相談課長 いろいろな方法を考えて
いきたいと思っています。

まず、他の自治体等、どのような取組を行って
いるのか、また、どのような取組ができてい
るかということを確認しながら、足立区でも検討
していきたいと考えております。

○おぐら修平委員 是非コンビニへの、大手のチェ
ーン店はこういう協力というのは実際なかなか断
われることが多くて難しいのですけれども、粘り
強く是非営業活動というか、いろいろな横展開の
協力活動をお願いします。

あと余談なのですが、最後時間が押して
恐縮なのですが、先日、私、60代の男性から生
活保護を既に受給中の方から相談を受けたのです。
私の場合よくグーグルとかXで検索して私のやつ
のSNSとかなんか出てきて、それで相談に来る
というのが昔からあるのですけれども、今回何と
AIで検索したんですって。足立区で生活保護の
相談で議員っていったら私の名前が出てきたそう
で、ほかの委員もカテゴリーごとにちゃんと出て
きたのですね。私も試しにやってみたら、本当に
出てきてびっくりしたのですけれども、そういつ
たAI検索、何かキーワード検索したときにセー
フティネットあだちとかいろいろな制度、これは
ほかの分野もそうです、出てくるような仕組みづ
くりというものは是非よろしくをお願いします。これ
は要望で結構です。

○野沢てつや委員 福祉部の2ページ、3ページ、
先ほどから様々な委員方からのお話があった重層
的支援体制なのですが、3ページの5番で相談内
容、令和6年度、令和7年度を比較されているの
ですが、やはり40%ぐらいの方が生活困窮が相
談内容ということなのですが、これは具体的には
世帯構成とか年齢構成とか、そこら辺の情報とい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

うのはあるのでしょうか。

○福祉まると相談課長 申し訳ございません。世帯構成等で統計は取っておりませんので、この場では回答はできません。すみませんです。

○野沢てつや委員 そうですか。その後言えなくなっちゃうのですけれども、もし御高齢の方とかの世帯でしたら、正直なところ年金問題とかあるの でなかなか解決するのは難しいのかなと思うのですが、子育て世代とか若年層の世帯の場合でしたら区として支援できることが多いと思いますので、そこら辺詳細な分析していただけたらと思います。

続きまして、6 ページ、ひきこもり支援、これも先ほどの重層的支援と同じように本当にいい取組だと思います。

あと、7 ページ、相談支援の詳細ということで来所、令和7年度262人の方がセーフティネットあだちに来所されているということで、これはよろしいのでしょうか。

○福祉まると相談課長 そのとおりでございます。

○野沢てつや委員 ひきこもり、いろいろな対応があると思うのですが、引き籠もった方が年間で262人来所されるというのは結構すごいことではないかと思うのですけれども、これは何か原因等分かりますでしょうか。

○福祉まると相談課長 先ほどのひきこもりのカテゴリーというところでもありましたが、ひきこもりの中でも、本当に家から出られない方と、コンビニは用事があれば行けるのだという方と、今、ひきこもりの定義というのが様々あります。この方たちにつきましては、外には出られるが他者との交流がないという方になります。

○福祉部長 来所される方、もちろん御本人もいらっしゃるかもしれませんが、下の円グラフにあるとおり、その保護者の方がいらっしゃるというところもカウントしているので、これが全員ひきこもりの御本人が来てるという数字ということではありません。そしてまた延べ人数ですので、

実人数が262人であるというわけでもないということは御承知おきいただければと思います。

○野沢てつや委員 ありがとうございます。

ただ、御家族の方、御本人いろいろあると思うのですが、やはり来所されてひきこもりを解消しようという取組に対して積極的に来所までしてくださったということは、すごい重要なことだと思うのです。ですので、これはせっかくこういった方々がいらっしゃる場合、その後にひきこもりをしないような、そういったきちんとしたスキームを構築することが大切かなと思うのですけれども、そこら辺の体制的にはどういったことがなされていますでしょうか。

○福祉まると相談課長 ひきこもりの支援につきましては、多分簡単にひきこもりが脱却できるということではなくて、長期的な支援が必要になります。ですので、こちらにつきましては専門のスタッフによって、その状況によってだんだんとステップを踏んでいくという形になります。

○野沢てつや委員 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、執行機関が今なされてるように粘り強く、本当にきめ細かな支援を継続していただけたらと思います。これは要望です。

続きまして、19 ページ、物価高騰支援を目的とした施設に対する援助なのですが、これは非常にいいとは思いますが、一定の基準で区切るというのは必要かと思うのですが、訪問・その他サービス事業所、事業所数が698あるに対して支給額が4,188万円、一方で施設入所サービスに関しては例えば100人以上の施設に関しては事業所数35で3,129万円が支出されているということで、大きな事業所の方が物価高騰の影響を受ける可能性が高いというのはあるのですが、やはり街なかで一番必要とされているものの1つとして訪問介護とかそういったものが挙げられますので、一定の基準は必要だと思われますが、やはりこういったものに対して別個手厚い支

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

援が必要かなと思うのですが、その点に関してはいかがでしょうか。

○介護保険課長 こちらの事業なのですが、令和4年度から開始をさせていただいておまして、その当時からスキームは基本的には同じものなのですが、当時の思想としましてやはり区内には中小、小さい事業所がかなり多いということが分かっておまして、例えば通常ですと光熱水費ですとか、ガソリン代とか、もしかしたらお使いになっていない自転車とか、そういったもので使われてる事業所中にはあるかもしれないというところは把握をしておまして、そういった中小の事業所をどうにかして物価高騰の支援をしたいというところがございます、どちらかというと★★ですとか、入所ですとか、より多く物価高騰の影響を受ける事業所種別というのはあるのですが、その中でも中小の訪問・その他と位置付けられている場所のところにある程度手厚い支援をさせていただくというところは、もとも物価高騰支援の思想の1つとなっているというところがございます。

というところがございますので、野沢委員御心配の部分につきましても、中小のところをしっかりと支援すべきではないかというところもちろん措置を踏まえた金額設定というふうになっているというふうに御認識いただければと思います。

○野沢てつや委員 執行機関の方でそういった認識があるのだとしたら、引き続き手厚い支援をお願いいたします。

続きまして、21ページです。高齢者スマートフォン購入なのですが、これ自体は都の事業ということでよいのかなと思うのですが、これは本当にまち感覚で初歩的なことであれなのですが、何か片落ちとかだと1円ぐらいで買えちゃうのかななんて思ったりするのですが、そういった場合でもあれですよ、契約事務手数料は助成が受けられるような形でいいような認識と

してよろしいのでしょうか。

○高齢者施策推進室長 この助成額の3万円以下の機種はあるというふうには聞いておりますが、それが片落ちのものなのかどうかまでは把握はできてないですが、3万円で充電器とか本体とか、そういったものが用意できるものもあるというふうには聞いております。

○野沢てつや委員 これは難しいのかなという気もするのですが、1円プラス契約事務手数料だけで買えたはずの方が、例えば3万円補助を頂いて、6万円ぐらいで自己負担3万円でスマートフォン買ってしまいうようなこともあるのかなという気はするのですが、そこら辺に於いての認識とか実態把握というのはどうなのでしょう。

○高齢者施策推進室長 私どももこの事業をやるに当たっては慎重に検討してきたところですが、高齢者の方の中に大事に大事にスマホを使っていた方は、今現在では日々の通信費だけの支払だった方が、今、野沢委員お話しのように、例えば6万円、3万円助成があっても残りの3万円の支払も含めて今度はお支払が続くというような心配はございました。

ただ、購入に当たってはショップの方々が御相談に応じていただけるということも聞いておりますので、しっかりと確認をしていただきながら買っていただけるように、そういったところもお知らせしていければと考えております。

○野沢てつや委員 ありがとうございます。

高齢者施策推進室長おっしゃったとおり、そういったまちの中で1円で買えるような、こういった制度はどうかみたいなお声もちょっとありますので、そこら辺、区内の高齢者の方々が不利益を負わないような体制を整えていただけたらと思います。

あと26ページ、高齢者施設入所相談なのですが、本当にこれはすごくいい取組だと思います。

ただ、一方で区内の特別養護老人ホーム等を入

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

所しようとなると、特に多床型とかですと入所待ちがやっぱり1,000人とか超えちゃうのは、これは物理的に難しいのは致し方ないような気もするのです。

一方で近隣自治体、近隣の県、隣接する埼玉県とかに行きますと、入所待ちがないような特別養護老人ホームもあるのではないかなと思うのです。

ですので、こういった取組は本当にすごくよいと思いますので、あとは近隣の埼玉県の自治体等を確認した上で、お客様が御希望であればそちらを案内するようなスキームを取ってもいいのかなという気もするのですけれども、その点に対する認識はいかがでしょうか。

○高齢者施策推進室長 現在も他県で空きがありますというようなことで情報をいただく場合もございます。区外でもいいという方には、そういったところも御案内することも考えておりますので、しっかりと情報収集して、広く御案内できるような形を取っていければと思います。

○野沢つや委員 是非お願いします。

以上でございます。

○岡田将和副委員長 他にございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田将和副委員長 質疑なしと認めます。

————— ◇ —————

○岡田将和副委員長 続きまして、その他に移ります。

○横田ゆう委員 昨日、机に配付された福祉部の東京都のシルバーパスの更新手続についてという資料ですが、これは令和8年度から更新がＩＣカードPASMOに替わるということで、PASMOの発行費用として預り金500円と電子マネー500円で1,000円掛かるということで、普通ですと、これまでですと1,000円のシルバーパスをつくるのに、それで済んでたのです。それ

が1,000円の自己負担が来るのはおかしいということで、もう既に区内で郵送されてますので、そういう声が届いているのです。お金が掛かるのだったら従来のシルバーパスでもよいという選択肢はあるのでしょうか。

○高齢者施策推進室長 東京都の事業でありまして、東京都もこれまでもＩＣカード化については進めていくという方針は聞いておりました。

今回ようやくＩＣカード化になりましたので、これまでの磁気カードと選ぶということではできないような形を確認しています。全てＩＣカードになっております。

○横田ゆう委員 ですから、今までは1,000円でできてたのが2,000円という自己負担が増えるということで、これはPASMOを作るということについての東京都が負担するような、高齢者御本人が自己負担なしにできるようにするよう要望していただけないかと思いますが、どうでしょうか。

○高齢者施策推進室長 預り金ということと、あと最初のチャージ代というのですか、電子マネーとしての500円、それを入れてということなので、最終的には電子マネーがもしシルバーパスで使えるところ以外の路線に乗ったときには500円から引かれますので、御自身のために使われるものになるかとも思いますし、預り金もPASMOをやめる、返却するというときには戻ってくるのではないかなと思うのですが、いずれにしても高齢者の方にとっては非常に分かりにくいところではありますので、東京都にはきちんと要望はしていきたいと思います。是非議員方からも東京都に言っていただけるとありがたいと思います。

○横田ゆう委員 それからもう1つこのペーパーに書いてあったのですけれども、令和9年度から区独自の課税所得者に対する補助を行って、1,000円で購入できるということでよろしかったですか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○高齢者施策推進室長 今現在、課税の方1万2,000円の御負担でシルバーパスをお求めいただくことになるのですが、その後、1万1,000円を区から補助するというものを令和9年度から実施する予定で考えております。

○横田ゆう委員 是非、我が党もずっと要望してたので、よろしくお願いします。

○岡田将和副委員長 他にございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田将和副委員長 なければ、これにて厚生委員会を閉会いたしたいと思います。

午後5時27分閉会

速 報 版